BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON
(FONDEE EN MARS 1888.)
No 121. JUIN 1898.
Rédacteur principal. et gérant. H. Sano
Sténographe. T. Yana
Imprimeur et Editeur. S. Ikéda
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

日本監獄協會雜誌

第百貳拾壹號

明治廿一年五月創刊
明治參拾壹年
第六月刊行
本月一回發行

◉出版廣告

司獄官吏必携

附 看守教習書

警視廳監獄書記横江勝榮君
大日本監獄協會佐野 尙君 合著

前內務省警保局長小野田元熙君題辭
監獄事務官小河滋次郎君序文幷捡閱

本書ハ勅令、法律、命令、訓令、警視廳監獄ノ規程內訓等總テ司獄官ニ必用ナルモノハ一モ洩スコトナク網羅蒐輯シ本文ナ廿四款ニ大別シ章項ヲ設ケ索引ニ便ナラシメタル一目瞭然ノ良書ナリ殊ニ司獄界ノ泰斗小河滋次郎君ノ捡閱ヲ經タルナレバ尋常一樣ノ法規集ニアラザルヤ必セリ而シテ本書ハ携帶ニ便ニシテ價亦タ廉ナリ。
本書ハ曩ニ豫約出版セシ處少シク殘本アルヲ以テ御要望ノ各位ニ御配布申スベシ代金ノ義ハ御都合ニヨリテハ月賦ニテモ宜敷御坐候詳細ハ冊年九月刊行大日本監獄協會雜誌第百拾貳號ニ就テ見ラルベシ不明ノ点ハ御照會ヲ乞フ。

製本實費 金六拾五錢

發行所 東京並木活版所 敬白
東京市淺草區黑船町廿八番地

大日本監獄協會雜誌第百貳拾壹號目次

◎論說
○再ひ警視廳監獄署の所屬并に集治監設置の個所に就て……佐野商一人……一
○本願寺大學林に監獄學科設置の事見……三池山……三
○監獄協會雜誌第百十八號論說を讀む……平野勝吉……一〇
○孝敬心の標準な論す……南溪生光弘……二〇
◎雜錄
○四人にして父母の養に當ふもの、免役日數の短縮を望む○書夜分房囚には免役日にも隨意的の作業を許されたし○監化保護事業の補助費目を當然地方費の負擔すべき費目中に明揭せられたし○擔造の標準○監獄内の學校教育○監獄支署長の服制○受負業と官吏と關する監獄授業手の全廢を望む○監獄則の改正○受負業と官司業○監獄南京監○在監人の領置品○監獄教誨師○典獄の注意○出納官吏の責任○監獄時間○密室監禁の計畫○赤司法學士の巡視○監獄の建築○監獄改良の熱心○懲罰免職者の賜金○考試規定に依れる及第者○矢部典獄依願免官の理由○警視總監の異動○監獄の規律○不定期刑の討論○ダラック氏の通信○警察監獄官練習所設置○井上貞傳氏の出向○個人的待遇○俳句……三四
◎外國通信
○英國ホロルド協會幹事ダラック氏より本會佐野商氏への來簡○來千九百年白耳義國首府ブリュッセルに於て開設すべき列國監獄會議々題……三九
◎寄贈書籍
○貧民慰藉書……四〇
◎寄贈
○奧獄務同會に就て希望を述ぶ○所感○言語の價値○鹿鳴館の現況に就て○ジューケーン氏行狀學を讀む……四七
◎各地通信
○監獄事務官の保生談話○下の關商業俱樂部に於ける小河監獄事務官の○監獄に關する演說○愛媛縣監獄署通信○宮城集治監通信○東京集治監四人營業物分析表……五五
◎官報
◎寄贈書目錄
◎附錄
○日英對照監獄則……五八

大日本監獄協會雜誌第百貳拾號目次

◎論說
○紀律と懲化……印南於菟吉……一
○書信の規定に就て……別天生……三
○刑罰の目的を論す……洋々散士……七
○四人作業を論して其改良に及ぶ……久保田鼓三郎……一〇
◎雜錄
○巡查看守、カフス、附著に就て○獄衣の製方に就て○四洋洗濯の官費○百聞一見に如かず○短期輕業編の就役○監視引受方に付○小河監獄事務官の巡囘○第三回事業話會○不定期刑に就て○外字新聞發行地の監獄署○閻室監の構造○押丁の給料○看守考査規程の受驗資格○英文監獄則……一四
◎創道茶話
（場合と水月○打込樣……二二
◎觀譯
（精神病に關する研究（前號の續）……二四
◎外國通信
○本年六月白耳義に於て開設すべき列國出獄人及幼年者保護會議委員より本會幹事長佐野商氏への來簡……二九
◎寄書
○小河岳洋君に望む○監獄建築に就て○監獄教誨師の責任○更に判任官俸給を論ずる一文を讀む○正義の觀念○刑の意義○本質を論して四人處遇の方法に及ぶ○印南君の論說を見て感あり……三一
◎各地通信
○山口縣監獄署通信○三池集治監の遷佛式……三八
◎官報
◎彙報
○監獄費國庫支辨○懲役場檢事正兇囚保護會○監獄務研究會○監獄へ差入物の景況○在監人數及昨年の比較○看守志願人を引受く○英語研究○看守長の交迭○看守押丁寄宿舍○監獄署の在監人○監獄出來の足袋○警察監獄學校の組織○放免囚徒……四〇
◎寄贈書目……四五
◎附錄
日英對照監獄則……四九

大日本監獄協會雜誌第百二十一號　明治三十一年六月

論說

◉再ひ警視廳監獄署の所屬並に集治監設置の個所に就て

佐野尚

予嘗て監獄則改正に先ちて、數個の冀望を第七十六七號に述べ置きしが、其の後監獄則改正の議も一旦立消へとなり、今や何時之が改正の機會を見るに至るやは吾人の窺ひ知るところにあらざれども、現今監獄則の不完全なることは何人も之を認むる所なり、然れども如何なる成文に改正すへき歟、胸中井然として之が規程に就き確定不動の意見を抱持し居るものは、蓋し當局者中少なかる可し、吾人は爰に監獄則の改正に先ちて一言せんとするは、彼の警視廳監獄署是なり、元來警視廳は其名稱の示す如く、警察に關係したる事柄を管掌する所にして、監獄署の事項亦之れに屬せざるも可なるが如し、然るに之を同廳に屬せしめしは、蓋し從來の關係よりして今日に至るまで繼續せしめたるに外ならず、現今京都府、大阪府、及び其の他の諸縣に於ても監獄は凡て其府縣廳に屬し直接府縣知事の監督を受け居れり、然るに獨り東京府にある諸監獄署のみ東京府に屬せずして、警視廳官制中に包含せしめ居れり、是れ如何なる理由ありて警視廳に屬せしめざるを得ざる歟、吾人は一も之が理由を發見せざるのみならず、既に前述したるが如く、警視廳其のもの、名稱に於ても監獄を包含せしむ可

きものにあらずと信ず、蓋し警察、監獄、及び裁判所は鼎立して各府縣其の所屬を一定にし以て司法行政の機關を發動せしむ可きは蓋し當然の事と思考す、然るに東京府内にある諸監獄署の費用と雖ども各地方の監獄署と同く地方税にして、東京府民の頭に係れり而して其の他一も各地方の監獄と異る所なし、然るに獨り東京府に至りては同じく其の費用の負擔を爲しながら、其名稱の下に於て監獄を有することを能はざるは其の當を得たりと云ふ可からざるや明なり、故に吾人は他日監獄則改正の時期に至らば、各地方と同じく之を東京府の名稱の下に設置し、現今の如く三典獄を置き其の中の一人をして他を直接監督せしめ、東京府知事は之が全体を監督せしむるが如く規程するも不可なからん、彼の大阪府の如き大監獄も亦之に準じ數個に分離し數人の典獄を置くが如き方法に、改正せらるゝことあらんことを吾人の深く冀望する所なり、次に彼の集治監の如き現今東京、三池、宮城、樺戸の四個所に散在し、且つ他に殆ど名ありて實なきが如き假留監なるものあり、吾人は此の有名無實敢て何等の効果なき假留監を廢し、現今存在し居る日本全國控訴院管内に於て、一個所づゝ集治監を設置せば非常の便利あるのみならず、尤も至當のことゝ思考す、何となれば現今北海道樺戸に一個所の集治監あれども、之が分監なるものは全知、釧路、網走の三個所にあり、故に内地の各監獄署より徒刑、流刑の男囚を一々遞傳其の他の方法を以て、山海數百里を隔てたる北海道の本監及び分監の集治監に護送するが如き其の費用蓋し莫大ならん、斯の如き莫大の費用と勞力とを費して、其の得る所何等の効果なくんば徒勞に屬す、抑も我立法者が徒刑及び流刑囚を島地に發遣せしむるが如く規程せしは、拓殖に從事せしめんが爲め、且は島地に人員を增加せしめんが爲め、一擧兩得の利益を得んが爲め設けたるものならん、然れども是等の惡漢無賴の徒害するの恐れあり、故に惡漢者を未開島地に發遣するが如きは、蓋し策の得たるものと云ふを得ざるを以て、現今歐洲各國に於ても諸學者之に對し非難を加ふるもの多々あり、吾人亦曾て之が實害を認む、彼の北海土人に對し特別の保護を與へんとするの議其の筋に起りしことを聞知せしことありき、是れ畢竟北海の土人は天眞爛漫淳樸にして、奸智に巧みなるものならざを奇貨として内地より至りたる、惡漢無賴の徒是等淳樸の土人を瞞着し以て利益を壟斷す、彼に彼等土人は日々困憊窮乏し、或は死し或は深山に隱れ、年々人員減少に傾けり、是れ此の議ある所以なり、此の如き奸害あるを以て、未開地に兇惡の犯罪人を輸送するは尤も避けざるを得ず、是れ吾人が前記の如く日本全國控訴院管内に於て、一個所宛集治監を設置せられんことを冀望する所以なりとす

附言　監獄則の改正に就ては吾人の冀望を屬す可きもの多々あり他日再び詳論するの期あらんと云爾

◉本願寺大學林に監獄學科設置の卑見

三池山人

夫れ社會は吾人々類が安穩に生息すべき爲め設けられたる自由團体にして若も吾人が生命財産に危害を加へ秩序を擾亂するものあらば何を以てか國平に民安んずることを得んや去れば國家の安寧秩序を保持し人類の幸福を增進せんと欲せば必ず先つ生命財産に係る危害を排除せざるべからず而して人爲的行爲に出つる危害なるものは彼の國法を犯し刑辟に陷る犯罪者即ち是れなりとなす然るに我國犯罪者の增殖近年に至りて益々甚しきを加

へたる所以のものは何ぞや蓋し個人の性質又は社交上の關係より此に至るへしと雖ども之を要するに世の進化するに從ひ奢侈の弊風之に伴ひ生存競爭其度を高め世道人心漸く廢頽に傾き公義正道なるもの幾んと地を掃ふに至り下層民衆を驅て情慾の煩惱を深からしめ之れか結果遂に種々なる犯罪を爲すに至らしめたるものなり世道人心既に斯の如く罪囚の原因亦果して此に在りとせは宜しく今の時に方りて大に道德を涵養し罪囚をして自己の罪惡を改め奉敎の觀念を心理に注入し以て遷善の實効を奏せしめさるべからず而して此業たる固と敎誨師の任務に屬すと雖如何せん今日の實驗上より觀察すれは未た其効顯の顯著ならさるものゝ如し實に慊焉たらすんばあらす是に於て乎貴山に向て切望に堪へさるものは敎誨上に最も重きを加へられ且つ敎誨師其人を養成せんか爲め殊に大學林に監獄學の一科を加へられんと則ち是なりとす請ふ左に其理由を詳述すべし

人若し我國に於ける年々の犯罪數を聞かば誰か寒心せさるものあらんや況んや其彼等か再三再四益犯數を累ぬるに於てれや試に最近明治二十九年の統計表に依れは年末在監人員七万五千四百二十一人新に刑を受けしもの十七万五千六百七十二人なりとす而して此犯罪者中再犯以上のもの百に對する六十乃至七十の割合に相當せり又同年中種々なる犯罪の中竊盜及び强盜の損害に罹りしもの二十七万五千二百四十三人なり仮りに壹人の被害金五圓とするも百三十七万六千二百十五圓の多額に上れり猶之に竊盜の目的を以て放火せられたるもの、被害金を加算したらんには夫れ或は二百万圓以上の金額に達すへし加斯僅に一年間に於てすら實に恐るへく驚くへき多數の犯罪者を出すにあらすや加之ならす過去の現象に徵すれは年一年繁殖蔓延しつゝあるは掩ふへからさる事實にして之れが爲め國家の費消する不生產的の支出は年々四百万圓を降るとなし此の趨勢を以てトすれば未來の我國は殆んと犯罪者を以て充たすに至るも測るへからす思て此に至れは國家の內患蓋し亦之れより大甚しきものなかるへし

佛國の史家キゾー氏は曰く國の文野を知らんと欲せは監獄制度の整否を見よと又モーレル氏は犯罪を以て個人若くは家屬の墮落の一現象と爲せり是を以てか歐米各國か互に相競て獄事の改良に熱中し巨万の國費を擲て是を顧みさる所以のもの良に以ありと謂へし殊に嘆賞に堪へさるものは監獄事業を以て獨り政府の施設に放任せす僧侶國家事業として官民の間に創策せられ就中出獄者保護事業の如きに至ては殆んと宗敎家慈善家の自然の義務として之を迎ふるの美事なりとす豈健美の至りならすや蓋しギブー氏の監獄を以て國の文野を知らんと欲する所以のもの固より至當の言にして犯罪者の多數なるは一國の一大不名譽なり若し我國現今の狀態をして觀少し有益なる良民たらしむるは曾に個人若くは家屬若くは國家の墮落を救治するに止まらさるのみならす之と同時に一國の文明を發達增進するものなれは彼等多數の罪囚をして轉迷悔悟飜非行を改めしむるは實に今日の急務なりとす

罪囚を懲惡感化するには外部より嚴正なる規律を以て自由を拘束し內部より諄々たる敎誨を以て其心靈に注くにあり故に規律と敎誨とは恰も車輪の關係を有し兩々相待て初めて効果を收むへきにより一方をして偏倚するが如きは決して得て望むへからさるを以て如何に外部より嚴格なる規律の力により彼等を正さんとするも若し夫れ內部の敎誨をして薄弱ならしめんか到底感化開悟の覺今を喚起すること能はさるべし然れとも敎誨の事たる元來精神的至難の事業にして彼の所謂山中の賊を亡はすは易く心中の賊を亡はすは難しと一般

にして言々句々赤誠を溢ぎ寢食を忘れ水火を踏み熱心懇到の勇氣を以て導者となるにあらずんは安ぞ能く眞正なる効果を奏することを得んや故に例ひ千言万句法談教義を試みるも專心一意赤誠に則らずんは唯之れ一塲の儀式的教誨にすぎずして寧ろ初めよりこれなきに如かざるなり願ふに今日の教誨師たるもの果して善く精神的熱心を以て此主義を貫徹せんとするにあるへしと雖も割合に其効蹟の擧らさるものあるは抑何ぞや明治二十八年の統計表に依るに放免者の出獄時に於ける改化遷善の徴ありしもの百人に對して三十八人五二改悛の狀なきもの六十一人四八の比例に當れり是を以て之を見れは教誨の効果は不結果を表明したものと謂ふも敢て過言にあらさるべし之を要するに教誨の目的を達せんには教誨師其人の手腕如何に依るを以て教誨師の養成は殊に其必要に遏りたるを感するに至れり

我國七万有餘の罪囚中佛教信者たるもの十中の八九を占め而して眞宗に屬するもの蓋し亦十中の九なるべし我集治監拘禁囚千四百五十餘名の内に於て眞宗の信者たるもの七百七十七名殊に奉教の念厚く朝夕經書を繙き珠數を手にし禮拜讀經怠らさるもの殆んと九百五十六名あり此等多數の囚徒は何れの監獄に拘禁せられ居るも多くは佛家の教誨師によりて絕へす教誨を被り且つ從來多少の奉教心あるものなるを以て教誨師と囚徒との間に於ては恰も師弟父子の關係あるか如く自家の信者を率ひて相見るものなるにより誓て遷善の實跡を顯すへきもの比較的多數なるへき道理なるに前に陳へたるか如く不改悛者百中六十一人四八の比例を見るに至りしは即ち懲悪感化の効薄弱なりしに由らすんはあらず是を以て監獄規律の機關となりて運動すへき戒護官吏には必す先つ教習を加へて普通監獄の智能を養成し而して後實務に從事せしむるの方法を實行し來れるも猶ほ且つ要求を充たす能はさる狀況なり然るを殊に感化改良の機關として囚徒の心性を矯正すへき至難の任務ある教誨師に於て充分なる監獄思想なく直に教誨の効果を收めんと欲するも豈能く之れか目的を達する事を得んや試に思へ農家たらんと欲するものは宜しく犁鋤耕耘の道を知らさるへからず天下の事物總て皆然り已れ其事に當らんとせは必すや是れか素養なかるへからす素養なくして事を成さんと欲するものは恰も種子を施さすして果實を求め或は木に緣て魚を求むるに等しされは教誨師に於ても教誨の本旨に適ひ眞に囚徒の感化を以て之れを職責とす爲すに至ては勢ひ監獄の智識を具備せすして可ならんや既に戒護官吏に在ては常に養成を怠らさるのみならす聞く處によれは監獄規律の府たる上等司獄官に於ても中央政府の下に獄務練習學校を設立し大に斯道の修養を加ふるの計畫ありと云ふ蓋し改正條約實施の日眼前に迫り内地雜居を許すの曉に至らは外人の犯罪者と雖とも固より我法權の支配下に服從し我監獄に拘禁せさるへからさるを以て之か諸般の準備は實に焦眉の急に切迫し當局者の人材を要するは亦昨日の比にあらす規律に檢束に將た教誨に一大刷新を加ふへき一新紀元に際會せり放に東京帝國大學に於ても時運の必要に遏り科外講坐を設け斯の學講究の道途を開き世人をして大に視線を注かしむるに至れり如斯人材の養成に汲々として世の進化に伴はしめんとするに方り獨り教誨師の素養を計るへき機關の設備なきは豈千載の恨事ならすや現今貴山より各地に派遣せらるゝ教誨師は夥め京阪地方監獄に於て二三月間の見習を爲さしめらるゝやに聞けとも是唯た眞の儀式に過さず斯る皮想上の見學を以て實地に効果を得せしめんとするは到底能ふへからさる事實なるへし又既往の實驗より見るに屢教誨師の轉免あるは殊に治獄上の不利益たるを免れす何となれは囚人の心性を矯正せんとするには必然囚情に精通するにあらされは或は木に接くに竹を以てするか如き觀を呈するに至るべければなり是を以て切に望む所以の者は貴山深く此に着眼せられ勝然奮起大學林に監獄學の一科を設備せられ普く欧米各國文明的監獄に關する書籍を以て學生を薫陶せら

れ他日教誨師たるへきものをして斯の道の智識を開發せられ實地に應用したらんには啻に罪囚の感化上に偉大なる効績を顯はし格段の光明を放つへきのみならす間接には一般の布教上に於ても亦尠なからさる利益を來すに至るへし若し夫れ不幸にして策此に出てす現在の儘看過するに至らは遂に教誨は規律と並立して唇齒輔車の働を爲す能はさるに止まらす慨むらくは完全に且つ有効に目的を達せんとするには百年清河を待つに同しく世は益倦季に陷り人心頽敗に傾き惡魔天下を横行し跳梁困頓隣を噛むとも及ふへからさるに至らん豈鑒みる所なくして可ならんや

基督教傳道師か講談場裏例ひ寥々として僅々二三の聽者に過ぎさるも熱心に上帝を說て倦まさるもの畢竟堪能勵精の氣象あるに由れり彼等如此布教上に全力を傾注し不撓不屈なる精神に至ては坐に人を感動せしむるに足れり固より我國耶教信徒の少數なるは到底佛教信者の多數なるに比較すへくもあらすと雖も凡そ何事にまれ事物の成敗は精神の發動如何に存するを以て佛教に於て好し十万の末寺千百万の信者あるも或は夫れ耶教の精神的潛勢力は佛界の領域を蠶食するとなきや夫れ然り熱心誠意の迸る所實に無敵の行動となり人心の感慨を惹起すると是れより大なるものあるとなし故に教誨師の職務に於けるも復此の如くならさるへからす

年々我國七万有餘の罪囚中には或は猛惡に或は奸譎に其体樣一定ならすと雖も元是れ感情の動物なれは腦中一掬の涙なきを得んや然らは則ち惡因に依りて苦界に迷ひたるの理を知らさる筈なく又之と同時に善因樂土の愉快なるを辨へさるの謂れなし然るを何そや彼等の多くは一度獄中の苦吟を嘗めなから猶且つ前非を改めす再三再四積惡止まらさる所以のもの畢竟開悟の觀念堅固ならす偶良心の萠芽するあるも他の挑發を受くるあらは忽然之に應して邪徑に陷り神出鬼沒茫々然らさるものなし是を以てか獄事に精通なる博識の教誨師其人を得始めて彼等を誨ふるに正道を以てし之に諭すに眞理を以てし終始一貫懇々に熱血と誠意を以てせは例ひ彼等か千變萬化意志の捕捉すへきものなしとするも宜しく臨機應變諄々說て怠るなくんは苟も靈あり智ある人類たる以上は爭でか心魂に薰染し其德を頌せすと云ふの理あらんやされは自ら感化悟了し昨日の迷夢は散して亦一点の痕跡を殘さす所謂天眞爛熳裕然として純正の良民に歸する事を得へし豈快ならすや又譬ひ七万の罪囚現今再三再四國法を犯して縲紲の身となり甚しきに至ては獄舍を以て己れの居宅と誇稱するが如き慘狀を演出せさるに至るは信じて疑はさる處なり夫れ然り果して然らば教誨師其人を得るの効驗は直接に治獄の目的を達するに非常の實力あるのみならす間接には罪囚が在獄中馴致せられたる信仰心は甲傳へ乙唱へ七万の出獄者により延て一家一鄕に及ぼし知らす識らず多數の信者を得るに至るは蓋し睹易きの道理にして且つ何人も容易に首肯する所なり

上來陳へ來りたるが如く我國犯罪者の增殖は算數上實に著大のものにして國家若くは個人の損害を被ること是より太甚しきものあるなし故に此の犯罪なる一種の痼疾患者が四方に蔓延し秩序を攪亂し安寧を傷害するあらは吾人は枕を高ふして安眠する能はさるは勿論文物制度雖然として揚るも何を以てか天下に文明を誇るを得ん是を以て人心の腐敗を醫し既壞の道德を救ひ此理法を恒久に維持せんには人類社會に於ては欠くべからさる靈妙の宗教力に賴らすんば能はす何となれば宗教の感情は深く衆人の疑惑を融化し彼の所謂惡因惡果の道理に支配せらるゝに至ればなり聊か卑見を呈し此に貴山の猛省せられんことを仰く

◉監獄協會雜誌第百十八號論說を讀む

平野彌吉

刑罰なる者は犯人の自新を促すの具にして世の所謂刑罰は苦痛ならざるべからずとするの說は非なり苦痛は必しも刑罰の要素にあらず唯自新の目的を達せんが爲めの方法手段に外ならず故に結局此目的を達するの手段として短期囚に對しては懲戒を主とし長期囚に在ては感化的方法に依り其心性を開發矯正せざるべからず概言せば過囚の法は短期には嚴酷に長期には緩正ならざるべからずとは我監獄社會に於て夙に鑠々の聞ある印南君が滔々數百言論し去り論と來り一大斷案を下す所にして則ち意義明晰殆んと間然する所なきが如しと雖も如何せん予輩が蒙昧なる之に對して聊一点の疑團なき能はざるなり

抑刑罰は單に犯人をして改過遷善せしむるの具に止まり而して之れが目的を達するの手段として僅かに苦痛を加味するものとせば是則刑罰の刑罰たる要旨を失するものにして刑罰を以て或一種の教育と同一視するの誤謬に陷るものと謂ふ可し若夫犯人自新の事たる全く受刑者其人の性質如何に依り其効果を異にするものなるを以て其極終に刑罰は其罪質に依るにあらずして寧ろ犯人の性質如何に依り之を科せざるへからざるの奇觀を呈するに至らん抔に於て乎彼所謂折衷主義なるものは能く刑罰の本義に適合するものと謂ふへく而して既に折衷主義と曰ふ必すや國家の正義を以て基礎とし苦痛の最大要素たるへきは特に多言を要せざる所なるへし夫れ然りと雖も刑罰の執行上即過囚の方法に於ては刑罰の本義を失せざる程度に於て感化的手段を調和し以て犯人の自新を促成するに勉めざるへからず而して之れか手段たる異說百出一にして足らず然も夫の短期囚に對して

は懲戒的嚴酷を主とし長期囚に對しては開發的寬容を主とすべきの說は普通實務家間に是認せらるゝ所なるか如しと雖とも抑短期囚は概ね初犯者なるか故に一旦の過誤始めて繫縲の　其身に及ふや劍影靴聲一に悄然として寂寥の情を惹起せしめざるなく之を內にせは深夜人定まるの後父母妻子感想交々胸を衝て到り其窮餓凍痛の狀髣髴として夢に入り來るあり之を外にせは悲風窓を撲ち慘雨簷に滴たるゝ邊孤枕寒裘席暖かなるを得ず諸般の境遇皆是悉く自己の良心を苛責し來らざるものならざるはなし是一剎那誰か愀然として轉た昨非今是の感を生せざるものあらんや蓋し人生悲痛の事多く之に過るものあらざる可し復た以て那邊にまて其懲戒の効果を及ぼすへきやを推知するに足らん然も尙以て慊焉たらずとし加ふるに一層懲戒的手段を以せんそず何ぞ人を井中に擠し之に投するに石を以てせんとするの類に異ならんや然れとも長期囚は否らず刑期の經過するに從ひ漸次苦痛に慣れ其入監當時に於ける抉腸衝心的の初一念も日を追ふて烟散霧消し去り唯其得る所は戒護者に對する穩秀的詐術と逃走策の研究のみに汲々たるか如きもの概ね皆然りとす而かも猶寬容的手段を以て之に臨せんとす其能く彼等か不逞の心をして益助長せしめざるなくんは則幸なりと論者の說紛々擾々として同より杜撰の嫌を免かれすと雖も亦是實に過囚の消息を解するものゝ言にして全く其理由なきにあらず雖然世間幾多の犯罪者にして短期囚必しも初犯者たらす長期囚必すしも再犯者たらす而して初犯者復た必すしも偶發ならす再犯者復た必すしも慣習に依るにあらす然らは則刑期の長短に依り處遇の方法を異にするか如きは決して其方を得たるものと謂ふへからす若夫短期囚に對し勉めて奇酷の待遇を爲さん乎却て其反動の　情を勃發し之をして終に其徹罪の爲めに酷遇を受けんよりは已むなくんは寧ろ重刑に所せらるゝも罪を犯すに當つても快く其欲望を遂ふし而して長期の優遇なるに甘んせんには如かすとの念を惹起するに至らん或は之に反し短期囚を待つに寬容的手段

を以てせんか彼の偶發に係る初犯者にありては或は其當を得べしと雖ども慣習犯者に對しては毫も其効驗なき而已ならず反て侮慢輕蔑の情を增長せしめ終に救ふべからざるに至らん而して長期囚に寓なる亦然り監獄は反て彼等が爲にするの業土たるの慣性を馴致せしめ終に刑罰の本義たる懲瑟の旨意を失墜するに至らん若或は之に反し酷遇の方針を採らん乎結局反動の心を鼓舞し統治すべからざるに終るべきなり以上の理由に依り刑期の長短を以て處遇の方法を異にすべきの說は斷じて同情を表する能はざる所なりとす予嚮は確信す遇囚の法は唯嚴と正とのみ而して個人的觀察に於て須らく寬舒其宜しきに從て優に運用の妙を得べきなり

◉奉教心の標準を論ず

在樺戶　南溪生光弘

南溪曩に本誌第百十六號に於て奉教心の有無及其眞僞を査定するに就て正確なる標準なき能はざる旨を論じ併て藤吉習教氏が標準の非點を擧て論難を試みたり此際織田氏も南溪と俱に其標準の不正なる點を列擧し烈しく攻擊せしことは諸賢の熟知せらるゝ所なり然して今や本誌第百十九號に於ては其織田氏所設の標準を牽强的以て自說に附會し其他廿有餘の同志諸君子より親しく其高見を寄せられぬと傲言を冗陳し籠絡以て己が將卒を擁へ巧に南溪が標準を打擊せんとするの一文を揭げ其末段に至ては慇懃的無名の雜兵なりと嘲罵し脅迫的百錬の實刀斯業に捨るを厭はずと雖喝せられたり南溪未だ藤吉氏の何人たるやを知らずと雖屢本誌上に寄せらるゝ玉稿にて見れば久しく監獄教誨に經驗を積み殊に斯道の熱心家たることは信じて疑はず故に南溪は此冷嘲熱罵の一喝に對し謹で感謝す然れども貴重なる標準を論究せんと欲するものは苟くも理論、實際、通別、能所、の分際を辨へさるべからず茲し南溪が如き無名雜兵の肆を俟ざるも君が如き大將に於てをや然るに這般君が再錬の實刀たる論旨にて見れば其分際だに知らず亦南溪が標準の高尙なるに愕き其意のある所を通曉すること能はざるに似たり故に繁きを厭はず再び採筆するの止むを得ざるに至れり玆に君が論文を拔擢し聊か論駁を試み尙結論に至て比較的論定せんと欲す君幸に之を恕せよ

君再び自家の標準を揭て云く(1)生家傳來の宗旨を知らず若くは自ら歸向せし宗旨なく更に神佛に對し敬禮をなすの意をなすもの（奉敎念あるもの）(2)生家傳來の宗旨を知り常に神佛に對し至當の禮拜なさゞるもの（奉敎の念なきもの）織田君其高見を示されて云く奉敎心有無の標準たるべきものは神佛等に對し或る希望を有するや否やにありと君や其他吾人が語尾を追究論難さるゝ所ありしも乃至君が標準は短簡明了頗る吾人の意に適す否な吾人の見解は寧ろ此にありて存するも唯凡俗に解し易からんを欲せし故少しく說明的に涉りしが爲め却て語尾上に疑惑を起され標準中の字句を分離して論難さるゝに至りしは吾人今に於て遺憾とする所止に己が幕下に籠絡し瞞着手段を以て終に南溪に一喝を與へんとするにある乎而して君既に本誌第百十三號に於て初て自家の標準を揭げられしときは敎誨師諸賢に問ふと題しられたれば其對客は全く各敎誨師にありて凡俗者に質したるに非ること明かなり然に今や唯凡俗に解し易からんを欲せし故なりと云ふに至ては其對客を外にし顧に一片の道路を開く君が文筆に巧みなる夫れ如斯なるも如此狡智は以て愚者は欺くべきも以て識者は容易に欺くべからず

又云く自家の信仰する神佛に對し禮拜をなすもの即ち佛に向て南無阿彌陀佛を稱るもの天に向つて主憐めよを叫ぶもの頭を低れ神を呼び基督を招くもの何が爲に斯く其聲の痛切にして其狀の正肅なる我國の佛教徒に於ける若くは佛國其他歐洲の基督教徒に於ける多くは習慣的遺傳的之に歸向するのみ其歸向の習慣遺傳なるを問はす苟くも念佛を稱へ神を呼ぶもの豈其精神界を支配さるゝ所なくして機械的虛僞の禮拜をなさんや乃至織田君の高見と同一結論に歸すへきを知る然に織田君自ら消極的なりと論逃せらる吾人今に於て其理を探るに苦しむ知らす君猶異見存せらるゝや否や止

駁して云く此一段正く再錬修覆の刀劍にして本論の眼目たり要するに君か論法は洋の東西を問はす宗の何たるを擇はす又習慣遺傳を論せす唯口に神佛の名を唱ひ身に禮拜合掌等の行爲をなさは之を標準として信心ありと査定す是れ即ち禮拜等の行爲には必す連伴する願望心あれはなり此願望心に高部の別ありと雖敢て論せす都て行爲に伴ふ願望心を信心と査定すると云ふにあれとも此れは空理的逸途の所談にして實際的別途の所談に非す故に再往之を論するときは決して識者の許さゝる所なり而して君は織田君の標準たる或る希望心を自家の標準たる禮拜等の行爲に連伴する願望心として強に取込み遂に同一結論に歸すと附會するにあれとも是れ亦識者の許ささる所なり然る所以は下結論に至て論究すへし蓋し這般問題は君か標準たる拜禮等の行爲に連伴する願望心有否に就て論難せしには非るへし本とより禮拜等の行爲には多少願望心の連伴すると云ふことは識者の許す所なり故に強て他の標準とする或る希望心を附會せすして可なるへし然り而して織田君は消極的或る希望心の銘劍を以て君か標準を攻撃せしに非すや是れ即ち織田君も固より君か銘劍たる禮拜等の行爲には連伴する願望心絶て無しと云ひて駁せしには非るへし君それ一考せよ抑も織田君は已に或る希望心と云へり此の或の一字價千金と云はさるを得す何んとなれは若し唯願望心と云ふときは蓋を儘ふことを能はす或の一字を加へて其宗其宗に相當する眞正的信心を顯はすにあるへし然れは両君の標準本とより相徑庭して同日の論に非す是れ最の論難に徹して明かなり然に今や其意を解せすして巧に二說を附會し以て南溪を瞞着せんとするか南溪は斯道の爲め痛嘆措く能はさるなり嗚々

又云く今や這般の解釋は略同一轍に出しを知ると雖吾人は此筆を収るに當りて最後の打撃を與へさるへからさるは本誌百拾六號に於て予輩に教示せられし匿名者の文士是なり文士苟くも一著述に依り其名を表はせしさるは匿名により其人の何人なるかを推知する容易のことに非らす從つて其所論の傾向を見る又易からさるなり故に文壇上如斯者を以て所謂無名の雜兵として論戰を避く止

駁して云く此より已下牽強的燒直しの刀劍を以て正しく南溪に對向する文旨なるへし先つ初に今や這般の釋解は略ぼ同一轍等と云々すれとも其一轍に非さると上の段にて了解せらるへし次に最後の打撃等と云々せらるれとも南溪の標準に毫も適中する難破の義趣なし唯漫然一馬一喝にて終れり嗚呼それ君は南溪か最の論旨を了解する能はさりしのみならす南溪か一難破の下に眩惑せられしに非すや實に氣の毒の至りなり然り而して南溪に對し一著述云云又は匿名者無名雜兵等の言を以て冷嘲せられしか讀者之を見て笑はさるへからす君若し南溪か著述の云何及南溪か人と成を知らんと欲せは宜しく其筋に就て問はるへし又匿名無名と云ふに至ては南溪は本來文筆は至て鄙劣なりと雖一度文壇に上りてより已來茲に數年未た嘗て實名を記せす文名に必す南溪の二字を以てす尚ほ遥を儲はんか爲に光弘の二字添下せり是れ所謂南溪は名を售ることを好まさる所以なり又君は南溪を雜兵なりとして論戰を避くと云ふと雖一兵卒の力も能く千鈞の弩を放つに綽々餘裕あり君は誰に他を目して

難兵と云ふ君自身は名將驍勇を以て傲るへし敢に後顧を見せ逶遲するは蓋し驍將の禮にあらす

又云く然れとも予輩は至誠邦家の爲に斯道の眞理を攻究するもの門守る犬にさへ名を知られさる者と唯說の探るへきあれは之を聽き其冷嘲熱罵又甘んして之を受けん止

駁して云く若し此言をして眞ならしめは決して難破を受くと雖忿怒する勿れ必す論士を嘲罵する勿れ虛心平氣孜々として眞理を研究せさるへからさるをや

又云く正々堂々名乘り出て、論戰する能はさる匿名者貴ふへき奉教思念の標準題目に於て在仙台藤吉か云云漫然文字を排列し止

駁して云く此言や君か如き邦家の爲め眞理を求むるに吃々たる志士に於ては權衡を得さる言なるへし恰も童子輩の口論に等しからん乎

又云其要するに曰く奉教思想の有無を探るの尺度は各宗聖教の所判たる眞正的信心是なりと嗚呼何等の冗漫讀去り興趣索然更に些の感銘だに得るなし吾人は信仰の有無を判する尺度を問ひしに匿名者は直に信仰心を以て信仰心を計るの尺度なりと聽ふ所謂評象の群盲とは是立の謂か止

駁して云く嗚呼此言や識者をして抱腹絕倒せしむるのみ南溪の標準に毫も命中するの難破なし古人所謂惑ひと知りて惑ふものはあらすと宜なる哉言や君宜しく反省すへし君は唯禮拜等の行爲にのみ沈惑し居るを以て南溪が標準の旨趣を解すること能はさるべし蓋し評象の群盲云云は君が如き一分を知りて全分を解せさるものを稱迦は涅槃經の會坐に於て群盲の摸象なりと戒められたるなり君それ熟考せよ

又云水波の關係を知らさるもの以て斯論の公論をなすに足らす嗚呼匿名者が其勢は謝すべしと雖と云へるの辭吾人未だ之を受るの名譽を有せす幸に更に新正の武器を以て攻め來れ區々語尾は吾人の敢て關せさる所白錬の寶刀斯業に捨つ敢て厭はさる所嚄々

駁して云く水波云々の言や君徒々眩惑せるを知る蓋し南溪に於ては君が一朝の忿怒的罵言として許すと雖も堂堂たる教誨に職責ある殊に孳々たる君子にして此言をなす恰も車夫の口論に等し識者をして却て君が價値云何を疑はしむるに至らん豈に謹まさるべけんや又次に幸に更に等と云々せられしは誠に賀すべしと雖眞に邦家の爲め眞理を求るの論戰なりとせは勉て我情を除去せさるべからす然らずんば仮令ひ數回の論戰をなすと雖其効を奏せすして却て識者の譏を招くに至るべし君若し後日百錬の寶刀を提げ來らんと欲せば少しく注意せよ

茲に於て三大標準を對照比較し以て其分際を論決せん

第一標準　生家傳來の宗名若くは自己の歸依せし宗旨を知り常に神佛に對し至當の禮拜をなするもの

趣意　これは其人願望心の高卑眞僞を論せす唯身口二業に稱名禮拜等の行爲をなさは其何宗を選ばす都て此行爲を標準とし即ち其宗の信者とし此行爲なきものを不信者とし以て奉教心の有無を査定すると云ふ義なり

第二標準　或る希望心の有否是也

趣意　これは禮拜等の行爲を標準とするに非らす即ち希望心と云ふ然れども或るの文字にて其高卑眞僞を擇び以て各宗相當の信心なることを顯はす然れば遂に第三標準に結歸して第一標準とは其義相懸隔すと知るべし

第三標準　各宗聖教の所判たる眞正的信心の有否是也

態度　これは空論を去て實際に就き通途皮相を破て別途骨髓に入り其宗々々の聖教の所判に背かざる信心の有否を標準とし以て奉教心の有無を査定すると云ふ義なり故に此信心を能標に約するときは教師師其人の膚識にありて彼れが思想行爲を計る尺度となり若し所標に約するときは計られての胸裏に印現して眞正の思想行爲を作すを見ると倶に又仮裝的宗判不當の思想行爲をなすを見るなり然れば思想行爲には自ら二種の別ありて一は眞正的信心の相用なり一は仮裝的僞心の相用なり之を以て之を觀れば直に思想行爲を以て奉教心の標準とは定め難し若し强て行爲の一偏を採るときは第一標準の義にして大なる誤りを生ずべし何んとなれば標準とは正確なる尺度なるべし然に未だ眞僞不明なる禮拜等の行爲を以て標準とするときは能度即ち計る所の尺度が不正なる故に所度即ち計られての品質も亦隨て不正なるべし故に南溪は第一標準を破斥すると倶に正確なる標準は各宗聖教の所判たる眞正的信心の有否是也と大聲以て斷言する所以なり

結して云く上來の如くなれば第一標準は一往其道理あるに似たれども再往之を論するときは空理的通途皮相の淺見と云はざるを得ず何んとなれば其人の宗旨に於て習慣遺傳を問はず願望心の高卑眞僞を論せず各宗聖教の定判を辨へず唯神佛に向つて稱名禮拜等の行爲さへなせば其行爲を以て直に信者の標準とし以て奉教心ありと査定するにある所以りな若し之を可とする時は且らく表面的歸向する所の神佛及宗名の別あるを知ると雖も裏面的其信心の点に於ては所謂諸宗混淆にして貴重なる身分帳裏の奉教心は恰も雜炊信心の域に墮せんとす嗚呼それ何ぞ無識なる堂々たる職責を負ふ人豈に其行爲の眞僞を識別せずして可ならんや然り而して信心の定判諸宗各別にして縱令へば甲宗に於て許す信心を乙宗に於て許さず乙宗に於て許す信心を丙宗に於て許さざるあり今や近く一例を擧んに爰に人ありて口に眞宗と名乘り願りに阿彌陀如來を禮拜し口に佛名を稱すること切なり依て其思想を計るに息災延命を願望祈禱するにありとせん乎此人をして稱佛禮拜等の行爲ありて多少連伴する依賴心あるが故にと云ひて直に眞宗の信心者なりと査定するや否や若し之を信心者なりと許すと云はゞ眞宗聖教の定判に背きたる信心なるが故に其許したる人は祖門の罪人にして速に宗門外に擯斥せざるべからざるに至る然れども若し之を自力門戒る宗旨に於ては信心者なりと許すことあるべし然れば各宗聖教の所判を辨へ其宗相當の信心を標準として奉教心の有無を決せざるべからず殊に眞宗の如き淨土門中に於ても眞假分判を以て一宗の特色とするが故に禮拜等の行爲は殊勝なりと雖悉く信心者なりとは許さゞるなり是れ即ち行爲には眞正の信心具するあり又は具せざるあり然れども眞正の信心には必ず禮拜等の起行は勿論王法仁義を守るの行爲まで悉く具するが故に殊に信心を以て肝要とす是れ特に眞の字を加へて淨土眞宗と名乘りたまふ所以なり蓋し南溪は敢て一宗に偏するに非ず然り而して殊に四人に於ては他の宗名を名乘る中にも假裝的に出るもの亦尠からず依て南溪は各宗聖教の所判たる眞正的信心の有否を以て一大標準と確定す是則ち其宗々々相當の信心の相用あれば之を其宗の信心者として奉教心ありと記する所以なり故に雜炊信心の域を脫し各宗定判に乘かざる眞正の奉教心たることを得るなり然れば南溪所立の標準は無過圓滿にして實際的其精髓を得たるものと云はずして何ぞや然に此態度を解せずして最後に打擊を與へざるべからずと漫言以て嘲罵せしは愚も亦甚しき哉君若し更に攻擊せんと欲せば宜しく宗門に入て自家名詮自稱の如く其教理を敎習すべし然らざれば君が百錬の寶刀は南溪護僧の一擧に折れんのみ呵々

雜錄

◉囚人にして父母の喪に遭ふものの免役日數短縮を望む

（苦痛を增すのみ事に益なし）

囚人中父母の喪に遭ふ者三日間免役を與へらるゝは其間に十分の敎誨を加へ此の機に乘じ改過せしむる餘地を與へられたる良法なれども其三日は長きに過ぎ其間限りある敎誨師を以て常に敎誨訓諭を續くること能はず其他の吏員と雖ども三日間每日每時訪問し得べきにあらず而して四人自身は三日間房內に端座せざるを得ず殊に眼に一丁字なく書籍看讀を爲し得ざるもの、如きは三日間役業を奪はれ父母の喪に遭ひしが爲め工錢を得能はざるのみならず換言すれば或る一種の罰に處せられたると毫も異なるなき實況なれば是は一日に短縮せられ度し一日間にても沈思と敎誨とには十分の時あり蓋し囚人は罷役還房後多くの默誦時間あれば喪に遭ひたればとて敎誨時間の外は左まで沈思の多時間を與ふるの必要なかるべきなり當局者の一考を煩はす

◉晝夜分房囚には免役日にも隨意的の作業を許されたし

（科役是れ却て特種の恩典）

監獄紀律の進步に伴ひ免役日房內の正坐は却りて平日の勞働日に比し苦多きは目下一般監獄裡の有樣なるが如し此は畢竟するに敎誨の方法其他感化的機關の現今の紀律の進步と相伴はざるの結果に外ならされば敎誨感化の機關十分の發達を爲す曉には相融和すべきも唯り晝夜分房拘禁囚に至りては奈何に典獄敎誨師其他の吏員屢次之を訪問するも終日の獨坐（分房囚に對しては房外運動も十分ならざるところ多きが如し）は實に苦痛に堪へざるものあるが如し故に免役日にも作業せんと請ふもの屢々ありと聞く是等の囚人に對しては免役の恩惠をもなき次第にて其法の精神に背くの甚たしきものなれば差向き分房囚に限りては免役日と雖とも隨意作業は許し得らるゝの道を開かれんことを望ひや切なり

◉感化保護事業の補助費目を當然地方費の負擔すへき費目中に明揭せられ度し

（感化院及ひ出獄人保護社設立の大奬勵）

現今感化院又は出獄人保護社ある地方にては大概其地方議會より監獄慈惠費中に其補助金を寄附することゝなり居るも此は只其時の地方議會の意思に出ることにて年々歲々同一決議を爲し寄附することなるが此の如くにては來年は如何、來々年は奈何なるや計り知れず隨て感化院又は保護社の基礎も動搖することなきを保せず然るに今日の狀況に依れば感化院又は保護社の設けある以上は孰れの地方議會にても多少の補助は辭せさる有樣なれは茲に一步を進めて地方會議の負擔費目中に感化保護事業の補助費目を明揭し各地方長官より其原案を發することゝせは既に斯の如き場所の設けある地方に大なる便利を與ふるは申すまでもなく斯事業斯に與らんとする土地には非常の奬勵となり一擧して全國に治ねく斯事業の設立を見ること難からさるへきを信するなり

◉構造の標準

（せめて密室、閙室丈にても）

監獄全體の構造標準を制定公示あらんことを望ひや切なりと雖も此は一朝一夕に設けられ得へきにあらされは吾人は、せめて密室閙室の構造方丈けにても速に設けられんことを欲するなり蓋し密室閙室の構造たるや各府縣甚た區々にして隨て茲に拘禁せらるゝ者の苦痛の差は頗る大なり例之殆んと閙室に異ならさる暗黑の密室を設けある所あれば地方に依りては只隔離獨居せしめある迄にて其の監房の構造は大小の差あるのみ他監房と異るなきところあり斯の如くにては同一の刑事訴訟法の下に密室に拘禁せらるゝ者にして其府縣を異にするに從ひ本人の苦痛に大差あるのみならす其衛生上に及ぼす利害實に默止するに忍ひさるものあるなり亦閙室に至りても之れと同樣其構造實に區々千狀にして其高さ廣さ暗さ總て一樣ならす同一監獄則の命する閙室の罰も地方に依り其効力に大差ある決して怪しむに足らさるなり閙室密室の構造標準の如きは左まで困難のものにあらさるへけれは是等に就ては其筋に於て速に適當の構造方を示され全國一定に改造せしめられんこと極めて必要ならん

◉監獄內の學校敎育

（一大劃新を要す）

懲治人及ひ幼年囚の學事即ち監獄內學校敎育の實況を

見るに多くは形式的に授學すると云ふ迄に過ぎず其教師は教誨師が教誨の片手間に之に任するにわらざれは看守押丁に一任する向き尠なからず學科の如き試驗の如き用書の如きも極めて不完全の所多し殊に体育上の注意に至りては殆んど皆無の姿にて近頃漸く体操を教ゆる向きあるも徒手運動のみにて器械を用ゆるは稀れなるが如し且つ監獄則に其科目の明揭なきにも依ることなるへきが画學の如きは未た教ゆる所あるを聞かず然るに簡易の画學は實に幼者教育に欲くへからざるものならん要するに此の大切なる監獄内學校教育今日の有様は遺憾ながら概して不備不完たるを免かれず因て は普通小學校同様の方法に則とり今日の監獄内學校教育を刷新すへきこと目下の急務なるへし

◉監獄支署長の服制

（其制定は目下必要に迫る）

監獄支署長は監獄書記を以て之に充てらるゝの定めなれは目下其服制なく曾に本署長と權衡を得さるのみならず既に本署長たるものにして制服の必要あれは支署長たるもの亦均しく其必要あるは論を俟たさるへし之が不必要の理由は奈何にしても見出し得す或は曰く支署長は大概看守長を兼ね居れは其制服にて事足りなんと或は然らん然れども支署長は支署長、看守長は看守長各其職權を異にす隨て其威嚴を保たしむる爲めの制服なりとせは其間區別ある方至當ならん否な區別する所なかるへからさるものたるを信するなり且つ夫れ或者の言假りに是なりとするも支署長にして看守長を兼任し居らさるものあり是等は何にすへきや典獄の服制出來たりとて其れが爲めに支署長に悉く看守長を兼任せしめ其服制を作らしめさるを得さるへき乎世間豊に斯の如き道理あらんや因て支署長には之に相當する一種の服制を定められんこと目下其必要に迫るものと云ふへし是れ各地方の實況なり其筋に於ては速に支署長服制々定の詮議あらまほし盖し若し看守長の服を兼ねて亦支署長の服を作らさるを得さるが如きことあるは恐ひさる次第なれは其詮議は一日も早きを切望するなり

◉受負人の代理と稱する監獄授業手の全廢を望む

（秘密品受授多くは此の手に成る）

多くの監獄に在ては費用の點より十分なる數の授業手を官費にて定置し難きより止むを得す作業受負者の代理として工場の出人を許し其實官備の授業手と毫も異ならさる用務を便せしむる者あり此は所によりては監獄より授業手の名丈けを命し給料は受負人より出すものと全く官よりの命令なきものとの二種ありと聞く而かも其性質は別に異りたることなく其者の主權は云ふ迄もなく受負人に在り儲主の利益を計るに專らなるより吏員に金品を送り又は饗應を爲すか如き弊往々にして之れあり甚たしきは四人に煙草等を密送して以て其作業勉勵を促すか如きことありと聞く是れ實に監獄内の一の腐敗蒸氣と云ふへきなり斯の如きものある向は速に純然たる官備の授業手に改めて以て之を全廢するに勉められたく又其筋に於ても斯の如き者を監獄官吏同樣監獄に出入せしめあることを默過せす禁止の通牒にても發せらるゝときは左したる困難なく一般に斯の如き者の跡を監獄内に絶つに至るへし果して受負人の手代たる授業手を一掃するを得は監獄紀律の一新進歩と稱するも過大ならさるへきを信するなり

◉監獄則の改正

（刑法草案に伴はんことを望む）

監獄則改正の噂は曾て之を聞きしが、今や立消へとなりたり然れども現行監獄則の不完全なることは既に同人社會に於て認むる處なるを以て、早晩改正せらるゝならん、而して監獄則は刑法と密接の關係あるを以て刑法と同時に議會に現出せられんことを望ひ、若し刑法と矛盾するが如きあらば遂に刑罰の目的を達する能はざるはなり、然るに刑法草案は既に世に公になりたるを以て、之に對し或は批評を試み或は論難攻撃するものあり、故に他日尚改正の點を發見するや疑なしと雖ども、監獄則に於ては未た之が草案だも發表せられず之を研究せんとするも亦得可からざるなり、予輩は望む兎に角監獄則草案を起草し社會に發表せられんことを

◉受負業と官司業

（何れが勝れりや）

監獄に於ては受負業と官司業とは何れが便利なりや、我國に行はるゝ受負業は普國等に於て行はるゝものとは其の趣を異にす、普國に行はるゝ受負業は四人の管理計算二つながら受負者に屬す、斯の如き受負業は予輩斷じて之を不可とす、然れども我國に行はるゝ受負

業は之と異り其の囚人の管理即ち之を監督することは官に屬するを以て、毫も弊害なし只受負者は計算即ち監獄との契約手間賃を支拂ふに外ならざればなり、故に予輩は受負業を主とし官司業は監獄用役に使用するもの又は監獄に要する獄衣機の如きは官司業と爲すを便利なりとす、彼の凡ての製作品を官司業とするときは素品の購求其の他計算上に於て肯綮を得たる方法を盡すこと甚だ困難なり、何となれば作業係りの書記の如き固より半官吏半商人の心得勿る可からざるや勿論なりと雖ども、是れ云ふ可くして行ふに難きものなるを以てなり

◉監獄南京蟲

（之が豫防方法）

近來所々の監獄に於て南京蟲の發生を見る、南京蟲の害や之を實見したるものに非ざれば之を知る能はず一度之に螫されたるときは非常の痛を感ず、彼の蚤虱の如き類にあらず、故に當局者たるものは之を撲滅するの道を講ぜざる可からず、若し之を寛慢に附するが如きあらば直に蔓延し全監に及ぶものなり、之を撲滅する方法は或は熱湯を以てし、或は硫黄を以て燻るが如きありと雖ども到底完全に撲滅すること能はず、何となれば彼の小蟲は柱裂等の間隙に居るを以て熱湯の如き充分の効果を奏する能はず、尤も撲滅に効能あるは熱湯の蒸氣を護謨管に導き先端に金屬製の小管を付し以て、柱の間隙其の他に蒸氣を注射するあらば其の効や顯著なりと思考す

◉在監人の領置品

（時々乾燥ありたし）

在監人の携帶品は何れの監獄に於ても、多く袋に入れ氏名の木札を附し置き、他日出監するに至る迄は其の儘に爲し置くもの〻如し、是に於て數數年監獄にあり他日滿期出獄に際しては、其の衣類の如き臭氣紛々加之ならず或は鼠害を受け居るが如きあり、何となれば普通人民の長持籠笥にある衣類と雖ども尚暑中一回土曜乾と稱し之を乾燥するにあらずや、況んや監獄倉庫内に堆積しある在監人領置品をや、故に予輩は監獄領置係りの書記に於ては常に此の點に留意し時々日光に照らし乾燥せられんこと深く望む所なり

されども在監人領置現金の如きは出納官吏の金櫃に常に之を保管するものにあらず、預金規則に依り金庫に寄托し又は保管金規則に依りて金庫に保管するものなり、故に其の性質は國庫金にあらざれども、法律は國庫金と同樣に之を見做し居るを以て、出納官吏の責任も國庫金に於けると同樣なりとす、若し領置金にして盜難火難其の他の事故にて消失したるときは、不可抗力の場合は無論責任解除せらるゝも其の他の場合は凡て出納官吏に責任あるものとす故に出納官吏は充分此の點に留意し現金現取扱を他に放任するが如き事なからんことを望む

◉監獄教誨場

（腰掛の設置を求む）

監獄に於て日曜祭日等に於て雜囚教誨を爲す場合は普通教誨場裡に荒莚を敷き之に坐せしむるものなり、然れども荒莚の上に一時間も坐するときは之が苦痛の爲め折角の教誨も耳に入らず、只寸時も早く教誨の終らんことを冀望するに至るの恐れあるを以て、教誨場裡に一定の腰掛を設置するあらば、是等の憂なきのみならず、彼等囚人は安然として教誨を聽聞するに至らん

◉典獄の注意

（帳簿の整理）

監獄に於ては數多の帳簿あり、殊に作業に關する簿冊を尤も多しとす、是等數多の帳簿に於て數日記入を怠りたるときは容易に回復すること能はず、故に典獄たるものは豫め帳簿の名稱及び担任者を一定し、其の事務を分担せしめ、之を自己の手帳に記入し置き時々或る帳簿を指摘し、記入に怠りなきや否やを檢し、若し記入後れとなり居るときは、之を嚴戒せざる可からず斯の如くするときは何時典獄の檢査あるや知る可からざるを以て、課僚たるもの孜々怠らざる可し、若し長官たる典獄に於て、如何なる簿冊ありや又彼は如何なる事務を扱ひ居るやを知らざるが如きあらば、典獄の職責を完ふしたるものと云ふを得ざるなり

◉出納官吏の責任

（現今取扱者の擧動）

監獄に於ける出納官吏は多く第一課長之が任に當れり然るに一課長に於ては事務多端なる爲め、實際に於ては他の監獄書記をして之を取扱はしめ居ることは、屢々予輩の目撃する處なり、是れ亦實際止むを得ざるに出でたるものならん、然れども之を放任するが如きは

謂して之を避けざる可からず、一朝失体の事あるときは出納官吏に於て之が責任を負擔せざる可からざればなり、彼の地方監獄費其の他受負人供託保証金の如きは各地方にて制定したる會計規則に依るを以て、或は其の規則如何に依ては責任を免るゝが如き場合あるや知る可からざるを以て、其の部下たるもの之に服從するや固より疑なし、只之を服從せしむるに威服するとも悦服するとあり威服せしむるは何人も之を能くすと雖も悦服することは甚だ困難なり、悦服とは部下の胸中に於て常に悦んで命に從ひ、常に典獄の處置に對し些少も不滿の念を懐かざるを云ふ、苟も典獄にして部下を悦服する事に巧みなりせば之を評して典獄の技能と云はんのみ

●監獄時間

（一定ならんことを望む）

各地方何れの監獄に於ても事務員の時間一定せず、大概退廳時間後尚は一時間餘殘れり、而して事務のあると否とに拘はらず日沒後にあらざれば、歸宅せず豫め是等の不紀律を一定し退廳時間には必ず退廳せらるる樣致したし、尤も執務時間内に於て其の日の事務終了に至らざる時は止むを得ざれども、事務なくして退廳後殘るが如きは予輩の採らざる處なり

●密室監禁の計算

（初日及び最終の休暇日を算入せず）

密室監禁は刑事訴訟法第八十九條に依り十日を超過す可からずとあり、而して總則第十五條に期間を計算するに日を以てするものは初日を算入せず若し最終の日休暇に當るときは期間に算入せずとあり、然るに密室監禁の場合も此の總則の規定に從ひ初日及び最終の休暇日を算入せざるや否や或人は此の總則に依るときは被告人の不利益となるを以て此の總則に依らずと論ずるものあれども既に總則に規定しある以上は此の總則に依らざる可からず、而して或る論者は被告人の不利益なりと主張すれども、予輩は之が爲め些少の不利益なしと思考す、何となれば豫審判事は十日毎に監禁更改の言渡を爲し得るを以て假令最終の日期間に算入するものと解するも、尚必要あれば更改の言渡を爲し得可ければなり

●赤司法學士の巡視

（北海道集治監へ）

内務省監獄局在勤法學士赤司鷹一郎氏は客月廿六日北海道集治監巡視の爲め出發せられたり、氏は監獄局屈指の學者なり、此の學者的眼光を以て北海の監獄を詳細觀察するあらば、其の得る處亦尠少にあらざる可し吾人は氏が歸京の日を俟て觀察の結果を聞かんと欲す

●監獄の意義

（拘置監懲治場に就て）

現行監獄則は監獄の種類を別て六種と爲し、拘置監懲治場の如きものを凡て、監獄の中に包含せしめ居れども、元來是等のものは監獄を以て目す可きものにあらず、予は爰に監獄の定義を掲げんに、監獄とは犯罪人を拘禁し刑の執行を爲す所を云ふ、苟も此の定義をして完全なりとせば、拘置監在房者の如きは犯罪嫌疑者にして、未だ以て眞正の犯罪人と云ふことを得ず、又懲治場の如きは强制教育を爲す所にして犯罪人を拘禁し刑を執行する所にあらず、然れども彼の留置場の如きは或は被告人を拘禁し、又違警罪の如き犯罪人に對し、拘留刑を執行する事あるを以て、是等は時としては監獄の性質を有する場合なきにしもあらざれども、拘置監、懲治場は全然右の定義に恰當せざるを以て、予は拘置監を司法省管轄と爲し裁判所に附屬せしめ、懲治場の如きは監獄以外に於て設置せられんことを望むものなり

●監獄改良の熱心

（監獄の職を去るも尚斃痒せられたし）

現今監獄に職を奉するもの曰く、某監獄の署長何某は、監獄改良熱心家なり、某看守長亦然りと予は常に斯の如きことを聞けども、未だ以て眞正の獄事熱心家なるや否やを知らず、何となれば眞正監獄の爲めに斃痒せんとするものは、職を監獄に奉ずると否やとは固より問ふ處にあらざれども、監獄に職を奉するものが監獄の爲めに斃痒するは固より當然の事なり、何ぞ是を以て直に獄事熱心家と云ふを得んや、予は屢目撃す、獄事熱心家と唱ふるの人一び職を辭し監獄を去り、或は他に榮轉するが如きあれば、其の人再び監獄の事柄を口にせず、是れ眞正の獄事熱心家にあらざること明なり、眞正の獄事熱心家は假令其の監獄の職務を離るゝも尚獄事改良を計る、是れ眞正の熱心家なり然るに我監獄社會に於て斯の如き人物少きは吾人の常に慨嘆する處なり、吾人は眞正獄事熱心家の益々あらはれんこ

と深く冀望する處なり

●懲罰免職者の賜金

（恩典を普くすべし）

客年勅令第十四號に依り懲戒懲罰を免除せられたる巡査看守は給助例又は十五年太政官第六十六號達に依り給助金若くは慰勞金を支給すへきものなりと聞く殊に慰勞金は判任文官退官賜金同樣此際（此際とは免除の際なを云ふ）支給すへきものなる由然るに聞には慰勞金は支給すへき限りにあらすと解釋し又は支給すへきものと解釋するも本人の請求する場合に限り給するものなりとし今尚支給せられさる向ある由に聞けり斯くては恩典の趣旨も普ねからさらんかと老婆心より玆に一言す

●考試規定に依れる及第者

（及第証書を附與すへきものにあらす）

看守考試規定に依り監獄書記看守長任用試驗を執行せし場合に其及第者に及第証書を附與するものなるや否は一疑問、否現に附與し居らるゝ向もあるやに聞くも右は附與すへきものにあらさるものなりと聞けり

●矢部典獄依願免官の理由

（再任の期近きにあらん）

るゝことは期して知る可きのみ、此の時に當り狼狽して之を苦慮し一ヶ責を負はしめ退官するが如きことあらば、却て我國監獄の信嚴を失墜するに至らん、予輩矢部典獄免官の理由を聞くに氏は過般來或る病魔の犯す處となり居りしが、此の病魔たるや紅塵万丈の東京市街の如きは益々之を重からしむるの恐れあり、故に氏は暫く山間僻隅の地に於て療養せんが爲め職を辭せられたるものと聞く、然れども斯の如き良司獄官を永く監獄社會以外に置くは吾人の願せざる處なるを以て病魔全快の後に至らば必ず何れかの典獄に再任せられん、予輩は氏が病氣一日も早く全快し、再任の期近きにあらんことを望むものなり

●警視廳典獄の異動

（濱田、荒木、前田諸氏の榮轉）

警視廳第四部長矢部太一郎君の監獄を去りしは吾人の遺憾とする處なれども、氏は病氣の爲め職を辭せられしとの事故亦如何ともする能はざれども、之が後任として隊て敏腕の聞へある警視濱田孟一郎君の榮轉せられたるは吾人の尤も喜ぶ處なり、尚市ヶ谷署長前田傳君の警視に榮轉せられたるは我監獄社會の爲め惜む可

警視廳第四部長矢部典獄は曾て大分縣典獄として令聞高く該獄を巡視したるものは、何人と雖ども之を賞せざるものなかりき、故に昨年拔擢せられて兵庫縣典獄に榮進し後間もなく更に一躍して警視廳第四部長となれり然るに頃日突然依願免官となりしを以て、世人は之が免官の理由に就き揣摩憶測し殊に日報社即ち東京日々新聞紙の如きは該社曩の編輯人樋本與三次氏が官吏侮辱事件にて鍛冶橋監獄署へ在監中入浴の際看守が殿打せし事實ありしを以て、之が爲め諭旨免官となりしとの誤報を傳へしが、既に此殿打事件に就ては其の看守は懲戒免職となり、直接監督の看守長は他に轉じ第二課長秋山平八郎氏迄非職となれりと云ふ予輩は此の如き事にて第二課長迄責を負ひ非職と爲せしが如きは、其處置の可なるや否やを知らず、況んや斯の如き事柄にて典獄迄非職を辭せしと云ふが如きはさらさら予輩の信ずる能はざる處なり、若し此の如き事にて少しく社會の攻撃を受け當局者は之に狼狽して典獄迄退官せしむるが如き事ありとせば、他日條約實施の期至り、外國人を我監獄に拘禁するの曉に至らば之が所遇食物其の他の點に於て多少外國新聞紙に於て喋々論難せら

きの至りなれども、鳥鳴監獄署長綾部敎應君の發ふ所となり鳥鳴には荒木實愛君の敏腕家を得たるを以て、將來警視廳監獄署は益々改良進歩せらるゝこと期して俟つ可きのみ

●監獄の規律

（姑息的ならざるを要す）

監獄の紀律は凡て整然たらしめんことを冀望す、或は姑息的に規律を整へんとするが如きは、到底望む可からざるのみならず却て之が爲め監獄の不規律を表彰するものあり、予嘗て之を聞く某監獄署の或る一部に樹木を植へ芝草を以てしたる所ありき、然るに之が周圍藥繩を以てせり、偶々其の監獄署の某典獄巡視の際之を一見し何故斯の如く藥繩を圍らし居るや歟を某看守長に尋ねしに某看守長答へて曰く斯の如く繩を圍らすに非れば看守押丁濫入し芝草を踏み荒すを以てなりと、某典獄曰く一ひ芝草内に入る可からざることを命令し其の命令の實行せられざるが如き筈なし、若し其の命令の實行せられざるが如きことありとせば大に願みる所なかる可からず、然るに姑息的にも藥繩を以て僅に看守押丁の濫入を防ぐが如きは、却て監獄の不規律を

表白するものなりとて、之を撤去せしめしに一人として之を犯すものなかりき、事小なるが如しと雖も當局者なるものは能く是等の點に留意し、某典獄の如く詳細綿密の注意あらんことを深く望む所なり

◉不定期刑の討論

（第三獄事茶話會）

第三獄事茶話會に於て、小河監獄事務官の提出に係る不定期刑討論の實況は、既に本誌前號に於て報道したる處なりしが、今其中に於て折衷說を唱へたる內務屬山崎末吉氏の討論筆記を得たるを以て左に掲ぐ

不定期刑に就て　山崎生

種々御明論御卓說が御座りましたが、私は諸君と少し變りたる議論を唱へやうと思ひますが、此の不定刑期を絕對的我刑法に採用するが善ひかやふかと云ふに就ては、先づ第一に刑罰の目的を定めなければ是れを決することが出來ませぬと思ひます、刑罰の目的に就ては既に印南君其の他の諸君に於て御述べが御座りましたが、印南君の如き不定刑期を絕對的に我刑法に採用するが宜しいと云ふ論者は、刑罰の目的は犯罪人をして改過遷善せしむ、即ち犯人の自新を促すを唯一の目的と心得て居るからであります、故に犯人にして先非を悔悟し自新したる以上は、刑罰の目的を達したるを以て、刑罰執行の必要が無ひと云ふ、如く見ゆ、是は犯罪人即ち人と云ふことを主として其の他犯罪の事實に就ては少しも着目せられぬ故、斯樣なる議論となる樣に考へらる、私は刑罰の目的は決して斯の如く單純なる犯人の自新のみに止まらず、其の他種々の目的があるものと考へられます、若し犯人の自新のみが刑罰唯一の目的としますれば死刑の樣なものは少しも刑罰の目的を達することが出來ませぬ、なせなれば死刑を執行するときは犯人の自新を促すことは少もなくして、只社會人民をして長懼せしむるに外御座りませぬ、又刑事人類學に云ふ處の先天的犯罪人なるものが果してあるものとしましたならば、是等のものは絕對的自新の目的なきもの故刑罰を執行することが出來ぬと云ふに至ります、故に却て是等のものに對しては社會の安寧秩序を維持する必要上、刑罰以外の方法を以て終身する歟又は社會以外に放逐する等の方法を設けなければならぬと云ふに至りまする、尙又如何なる大罪を犯すも改過遷善さへすれば少しも刑罰執行の必要が無ひとしますれば、人を殺し直に改過遷善せし場合の如き、又之に對し刑罰を科することが出來ぬ、なせなれば既に刑罰の目的を達し居るを以てゞあります、斯の如くなりまするときは、社會は少しも長懼せざるに至ります、なせなれば大罪を犯すも一日の刑罰の執行をも受けませぬからであります、依て私は刑罰の目的は種々ありましやふが先づ犯人の自新を促すことゝ社會をして長懼せしむると云ふ此の二つは實に刑罰に欠く可からざる處の目的と考へます、此の二つの目的がありますとしますれば即ち死刑の如きは世人をして長懼せしめ犯罪を豫防するに至ります、又人を殺したるものゝ如き大罪を犯したる者は仮令悔悟遷善するも斯の如き大罪には重刑を科し、社會をして長懼せしめ又輕罪を犯したるときは輕き刑を科する樣に致さなければなりませぬ、なせなれば罪には重罪輕罪の區別がありますから其罪の輕重に從ひまして、刑罰にも亦輕重がなければなりませぬ、成る可く罪と刑とは權衡を得る樣に致さなければなりませぬ、若し絕對的惡くの犯罪人に不定刑期を採用し刑期の期限を示さず監獄に拘禁し、他日自新したるときは出獄せしむると云ふが如きは即ち犯罪事實を一樣に見做し些少の輕重なきものと見做せしを以て、斯の如く立論せらるゝに至ります私は既に前にも述べたる如く刑罰の目的に於ては犯人自新の外尙社會をして長懼せしむると云ふことが必要でありますから、改過遷善しても尙刑罰執行の必要のありまする場合もあります、故に私は不定刑期に就ては何れの犯罪人を問はず、絕對的我刑法に採用すると云ふには贊同を表することが出來ませぬ、既に赤司君も云はれし如く俄に斯の如き方法を採用したならば、社會人心をして非常に劇動せしむるに至り、穩かならざるに至らんことを恐れます、依て私は愛に折衷主義を主張致します折衷主義とは彼の破廉恥罪の再犯以上者く三犯以上の如き習慣犯者に對してのみ、不定刑期を採用致しそう御座ります、なせなれば是等のものは既に再三再四犯罪を爲し、犯罪を以て一種の生活とし容易に改過遷善致しませぬ、又刑罰の恐る可きことも知りませぬ、是等のものが常に監獄に出入するときは自然世人をして長懼せしむる念慮を薄らがしむるの恐れも御座いますから、私は是等破廉恥罪の習慣犯者に對しては法定の期間をも定めず、無制限に監獄に拘

し貴き監獄當局者に於て愈々改過遷善せしものと認むるに至る迄は出監せしめざる樣に致しとう御座りますく誠に都合が宜ひかと考へられます、先づ私は是で止めまして尙諸君の御高說を伺ひます依て爰に一言致した譯で御座ります

◉タラック氏の通信

（クロニックル記者の兵庫監獄參觀記事）

タラック氏は現時英國に於て有名なる獄事熱心家なり氏は屢本協會に種々の監獄統計其の他の書類を送付せられたること一二に止まらず、今又之が通信に接したり然るに曾て兵庫クロニックル記者が、兵庫監獄を參觀したる記事を倫敦「リバプール、カーリヤ」新聞に登載したるものをタラック氏は態々切り抜き、且つ其の他にも一二の新聞切抜を送り越されたり、予輩は氏が如何に獄事に熱心なる氣は之を見るも明なる事を知る、即ち之が通信及び兵庫監獄參觀記事等は翻譯して別項外國通信欄に掲ぐ

◉警察監獄官練習所設置

（外國教師の傭聘）

內務省に於て警察監獄官練習所を設置し、之が教師兼警察監獄事務顧問として獨逸人三名を傭入れ（內一名は監獄に關し）明治三十一年八月一日より、明治三十四年七月三十一日迄の期限を以て各俸給月額六百圓含宅料月額五十圓を支給し、且つ滿期解傭の際歸國旅費六百五十圓を支給するの契約を結ぶことに決定せし由而して府縣監獄書記看守長より一回二名づゝ召集し六ケ月の期限を以て練習せしむ、且つ今回は寄宿舍を設けず各自適宜に下宿を許す方針の由、予輩は冀望す先づ最初に各府縣典獄を召集し一二ケ月間該教師より訓示樣の講話を爲し然る後順次高級有爲の者より撰拔練習すべき樣せられたし

◉井上貞傳氏の出向

（神奈川縣警部となる）

內務省監獄局在勤井上貞傳氏は、曾て富山縣に於て文官普通試驗に合格し居りたるが、愈々本月三日神奈川縣に出向を命ぜられ、同縣警部と爲れり、氏は豫て速記術に妙を得第一回貴族院速記試驗にも合格し、同院速記に從事したることあり、故に監獄に關する講話演說等は凡て氏に依て速記せられたるが、今や氏の栄轉

は氏の爲めには之を祝するも亦監獄の爲めには遺憾歟からず

◉個人的待遇

（政治的犯罪者の區別を要す）

過囚の要は個人的待遇にある事は何人も異論なかる可し、彼の强盜人を殺したるものゝ如き、或は窃盜の如きものにして習慣犯者たるものは尤も嚴重に寸歩も假借する處なく、刑罰の執行を爲さゞる可からず、是等のものは如何に嚴酷に自由を束縛するも彼等は恬として苦痛を感ずること少く、官吏の命令に對しては唯々諾諾、之を一目するときは眞に改過遷善したるものゝ如く思考せらるゝも、彼等は巧みに官吏を瞞着し居るものなり、之に反して初犯者にて殊に偶發犯者の如きものは官吏に對する方法等を知らざるを以て、恰も社會にあると同一に朴訥にして時としては、官吏に對し言譯を爲すことあり或は抗辯することあり、爲めに處罰せらるゝこと往々あり、此等のものを處罰する場合は充分注意周到の上酌量し以て處罰せざる可からず、殊に官吏侮辱罪、國事犯其他の政治的犯罪者に對しては標番號等に於て目標を付し他の破廉耻罪と區別して待遇するあらは可ならんかと思考す

名月や北國日和定めなき　監獄費國庫支辨案
先祝へ梅を心の冬籠　監獄學校設置
折々や雨戸にさわる荻の聲　監獄則改正談
鶯のゆすり出しけり柳の芽　監獄茶話會
春も稍景色とゝのふ月と梅　典獄服裝改正
上り帆の淡路はなれぬ汐干哉　看守英語研究
花筵を着せて似合ひ人は誰　看守考査試驗
菊の秋しらかくらへに武藏まで　典獄會議
冬月やつれなき影も松は松　典獄心事
朝鷹や出るも戻るも小くらかり　看守勤務
ひたるさは殊に軍の大事也　看守給與
幽靈も出ぬとはいへぬ歸り花　非職官吏
此道や行く人なしで秋の暮　看守欠員
かる人の手によこれけり金銀花　某縣監獄會計失僞事件
白露や無分別なる置所　某縣新聞記者毀打事件
花茨さゝ添ふものも鬼あざみ　監獄內の懲治場
蠅打になるゝ雀の子飼哉　薄給吏員
蝴蝶にもなれて秋ふる菜虫哉　別房留置人
　　四人監

郭公顏の出されぬ格子哉　刑事被告人
何故そ弱すゝるにも涙くみ　在監人家族
手はなせは夕風やとる早苗かな　假出獄
青の雨知るや土筆の長みしか　有賞表者

外國通信

◉英國ホワルド協會幹事タラック氏より本會佐野尚氏への來簡

拜啓一月十日付貴翰辱く拜誦早速御答可申上の處世界各地への通信並に家事繁忙を極め候爲め不計失禮仕候尚其節は貴影一葉御惠贈被下御禮申上候之を所持するは生の最も幸福とする處に御座候

日本か監獄制度に關し驚くへき進歩を爲したることに付ては當國人の之を識るものは不相變夥々たるものに有之されは貴國並に當國監獄は近來英字新聞の酷評を受け申候兩國は此點に關して他の點に於けると同しく尚は改良を計らさるへからさることは言ふまてもなきことに御座候兎に角多くの事物に關し貴國か他の亞細亞諸國に率先せられ候事は確實なる所に御座候

當國議院に於ては近頃我監獄に關し活潑なる討論有之候へは何れ其中漸次必要なる改良に着手可致と存候

貴君並に我々の不撓仁愛なる知友原胤昭君に於て御實行中の美擧に付各種新聞紙上に於て最も有益なる報道に接し申候又承り候へは留岡君に於て不良子弟の爲め感化院御設立中の趣大慶の儀に御座候又貴君か自ら美事に御管理相成居候監獄雜誌の儀も貴國に非常の鴻益を與ふへきことゝ存し候

先は要件のみ如此御座候御自重是祈候敬具

倫敦に於て千八百九十八年四月十四日

ウヒリヤム、タラック

佐野　尚　君貴下

（右書狀に新聞紙切拔二葉を添へたり一は日本監獄を非難したるものにて其評文次に在り一は監獄に關する法案の英國議院に於ける討議に關し右タラック氏の倫敦「タイムス」に寄せたる論文なり餘り必要なけれは之を省く）

◉千八百九十八年四月一日「リバプール、カーリヤ」新聞

議院に於て監獄法改正案一たひ討議せられてより以來英國の囚徒は世界中最も苛酷の待遇を受くるもの〻如くに考へらるゝも無理ならぬ次第にて當時オーコンノル氏は我邦に於ける囚徒の取扱を目して体のよき虐待となし其苦役といひ食物といひ何れも單に科學的に無害なりと云ふに止まり西比利亞囚徒の最劣等の待遇にだも及はさると遠しと言へり余輩は此蘇格蘭區撰出の議員即ちオーコンノル氏か如何にして斯かることを知り得たるや想像に苦しめとも兎に角英國の監獄に數年間生活したる者の多數は蹉跌に在りたる時よりは更に壯健なる狀況にて出獄するは著明なる事實たり然れとも此事は何れの國も皆然るにはあらさるなり

日本に於ける治外法權は千八百九十九年七月十六日を以て愈撤去せられ日本政府か總て其領土内に在る外國人に對し完全なる裁判權を行ふことを得るの條約は實施せらるへし是れ固より正當のことにして過去三十年間に於て日本かなしたる長足の進歩は今や各國をして日本か自家の主人たるの權利を有すへきことを承認するの已むを得さるに至らしめたり日本に對する此處置の正當なることを特に贊成したる神戸「クロニックル」新聞は余輩に寄するに將來に對する所見を以てし日本に於ては外國人は唯一の訴告等に依り容易に逮捕せられ而して斯く逮捕せられたる外國人は法廷の審問を經すして長く監房に呻吟せさるへからさることを指摘せり余輩は固より日本監獄に於て用ゆる食物を記するの意なし唯或る種類の水澤山の食物より成るを一言せは夫れにて足れり而して未決囚は此種の食物の最惡のものを食せさるへからす監房は方九尺の小室にして此中に投せらるゝ囚徒の數は餘り多きか故に彼等か寢臥するの餘地を得るには頭も足も床上に横へさるを得す且囚徒の多數恐らくは最多數は蚤虱等を以て滿たされ而して夜間彼等は皆一所に莚筵の中に包まりて寢るを見れは其結果の如何は固より想像するに餘あり故に日本には多かれとも囚徒は之を知らす、エデンの樂園の如く別に婬室器械の設けあるなし、又監房の四壁は板圍にて其窓は所謂紙障子なり未決囚は此穴の中に二十三時間乃至二十四時間は居らさるを得す然るに已決囚は其監房に於て寢臥し而して其食物と衛生の點に於ては唯驚くへきものと云ふの外なきも已決囚に對する待遇の優れるは其間實に雲壤の差ありと云はさるを得すと

云へり

右兵庫縣監獄を參觀したる者は他人にあらす神戸「クロニックル」新聞の記者其人なり記者の驚は左ることなからんことなからん蓋し外國人の參觀あるときは當局者特に之を待受け之を案内し之に示すに百事整美せるものゝみを以てす然るに其整美せるもの尚ほ此の如し殊に記者は自己の目擊せる事實と他より聞きたる話とに依り自ら心中に不安の思をなしたるが如し記者は外國人が常に猜疑の眼を以て日本人より見らるゝことを知れり記者は外國人が日本に於て保釋を得るの至難なることをも知れり而して被告人が無罪として放免せらるゝまでには四十日乃至六十日を獄内に費さゞるべからざるを知れり要するに「クロニックル」の記者は監獄參觀の結果として日本監獄の用ゆる食物と待遇は數日にして普通英國人の健康を害するに足るべしと公言せり然れども彼は日本人に付此事が如何なるべきやは明言せざりき本來此事は日本人自身に關する者にして其人口の千分の四乃至八の在監人を有する彼れ日本人は此事に付き最良の方法を知るものたるや明なり然るに本年七月十六日は將に條約が實施せらるゝ一年前の事にして日本に於ける外國囚徒の待遇に關し商議すべき最終の機會の日なり故に日本が其管轄内に於て犯したる罪を罰するの權力を有するに至るべきは固より正當のことなれども我政府たるものは苟も輕微なる犯罪或は恐くは些の犯罪なく單に不幸なる嫌疑のために我生命を奪はれ獄内の待遇悪しきが爲めなる云ふ又は永久に其健康を害せらるゝことを防ぐの責任を有す、神戸「クロニックル」新聞の記事は愛蘭國民黨の議員即ち前逃のオコンノル氏が我下院に於てなしたるが如き想像説にあらざること疑なし何となれば記者は該監獄の許可を得て參觀し現に其目擊したる事實を報告したるを以て余輩が其事實を非認せんと欲するも亦得べからざればなり此等の事實は日本監獄に外國の犯罪人を入監せしめざるに足るの理由となるべし然れども人をして一國の法律を破りながら其責任を免れしむることは到底出來得べからざることなれば各條約國は宜しく其最後の批准をなす以前に能く其自衛の途を主張せんことを希望するなり

（正誤）本誌前號外國通信の欄第三十一頁列國保護會議綱目第一部第三問刑法上の成年の下是非以下十八字は割註となすの誤植

◉來千九百年白耳義國首府ブリュッセルに於て開設すべき列國監獄會議議題

〔明治三十三年なり〕

佛國監獄協會通信

第一部　刑法

第一　巴里列國會議の指定したる勸念の趣旨に依り犯罪者より犯罪の被害者に爲し得べき賠償を保確するに最も適實なる方法如何

第二　内國人の犯罪引渡（犯罪の爲め外國に引渡すを云ふ）を採用するを要するか

第三　外國に於て行ひたる犯罪又は外國に住する内國人若くは外國人と共同して行ひたる犯罪の訴追に關し刑事裁判の權限上の區域（一國の權限區域を云ふ）を定むるに付從ふべき原則（シンプル）

第四　不定期裁判（インデターミネー）を適用し得べき種類の犯罪者ありや又如何に此方法を實行するを要するや

第五　一般に强盜（エキス）の名に於て行はるゝ犯罪行爲を抑壓するには如何なる措置を講ずるを美し得べきか

第二部　監獄制度

第一（甲）　如何なる原則に依り監獄の衛生及醫事事務を編成するを要するか

（乙）　在監人の身体及精神上の健康の一定せる醫事監督は如何に之を保全すべきか

（丙）　在監人の食糧、衣服、作業之に科すべき懲罰等に關する問題の決定に付醫師の權限は那邊まで及ぶことを得べきか

第二　尚ほ少年なる犯罪者に關しては北米合衆國に於て設立せられたるが如き感化院（リフォルマトリース）の制を頌贊すべきか

第三　一切の自由剝奪刑若くは單に此刑の全期間或は或る期間適用せられたる分房拘禁の制が今日まで爲したる經驗は此制の價値幷に就中左の點に關し種々なる各適用方法の價値を認識せしめ得べき結果を與へたるか

（甲）此制を全部又は一部適用したる國に於て犯罪及累犯の狀況に對する影響

（乙）多少の期間此制に附せられたる在監人の身體及精神上の健康に對する結果

第四　累犯者は初刑を受る犯罪者よりは嚴なる懲罰の制に服せしむるを要するや又何に依り此制の加重を行ふべきか

第三部　豫防制度

第一　或る場合に於て感化院若くは其他の類似せる場合の教育制に服せられたる未成年者を國外に移住せしめ又は殖民的領地に定居せしむることを以て犯罪の豫防方法中に列することを要するか

若し然りとせば如何に之を企畫すべきか

第二　諸國に於て犯罪に對する酒精病の認知せられたる影響如何

酒精病を制壓する爲め凶人一般に對し如何なる特別方法を採るべきや

第三　保護會社の事業は無償にて指教（ランセイギュマン）從事すべき職業等に付指教を與へ及職業を得せしむるを任とする取扱所を開（ふるを）に依り如何なる程度及如何なる條件に於て補助せらるゝことを得べきか

第四部　少年者保護

第一　未成年者を累犯者と看做し得るには如何なる條件を要せしむるか又累犯は未成年者に對し如何なる結果を惹起せざるを得ざるか

第二　假裁判又は刑の猶豫付判決（何れも條件付猶豫の如きものを云ふ）を言渡されたる少年犯罪者に對し保護委員の干渉を義務的となすべきや又其干渉は如何なる方法に之を仕組むべきか

第三　感化院若くは少年者に供用せられたる他の類似の場合に於て如何なる方則に從ひ職業教育を編成するを適當とするや

第四　少年犯罪者幷に不良少年者若くは單に道德上放棄せられたる少年者の合理的教育を保確するには（エタブリスマン）舍に入るゝの制と修業徒弟となすの制若くは家族に寄宿せしむるの制とを混用するを適當とせざるか

（注意）割註は譯者の注意に係る尚ほ次號には右の各議題に對する說明を譯載すべし

質疑應答

◉質疑

◉第一號　午外散士

豐獄に於て四徒の製作品を販賣するに其の行爲營業に類するの嫌なき能はず敢て會員諸君の明敎を仰ぐ

◉第二號　霧岳居士

十二歳未滿の幼者は精神上の要素を欠き居るを以て放火若くは窃盜の事實あるも刑法上の罪とならざるものなれども監事は社會の安寧秩序を維持する爲め裁判官に向ひ或る期間內懲治場留置の言渡しあらんことを請求す此の請求は公訴なりや否や

◉第三號　在東京　洋々散士

懲治場留置の言渡に付き左の區別に從ひ解答を仰ぐ

一最初の懲治場留置の言渡は第一審の判決と云ふことを得可きや否や

二懲治場留置の言渡に確定期間ありや否や

三懲治場留置の言渡に對し抗事及び被告人は上訴を爲すことを得るや否や

◉第四號　葛原生

親告罪の場合に於ける告訴は犯罪の要素なりや又は處罰若くは公訴成立要件なりや

◉第五號　在豐前　足立居士

公訴の目的に就ては二學說あり第一說は犯罪を証明する事と刑を適用するとの二個の目的ありと云ひ第二說は刑を適用するを以て唯一の目的とす犯罪を証明するは刑を適用するの方法手段に外ならずと云へり右第一說と第二說とは其の結果に於て如何なる差異ありや

◉第六號　紫水散士

將來改正せんとする監獄則は現行法の如く勅令を以て發布するを可とするや又は法律を以て制定するを可とするや

◉第七號　蒼山生

女監取締を看守と同等の地位待遇と爲すの利害得失如何

◉第八號　在秋田市　東溯生

一重罪犯事件にて公判の際宿恕若くは酌量減刑となり輕罪の宣告を受けし犯者其裁判に服せず控訴せんとするときは其護納金は拾圓（即ち明治十八年布告第二號）にて然るへきや將た貳拾圓（明治二十三年法律第七號第三條）を納むるは當然なるや

◉第九號　仝人

一重罪の宣告を受けたる者控訴せんとするに當り其保証金を納むるの實力なく又無資者なるを以て現住居地市町村長の証明なき時くるとも能はさるときは控訴するを得さるや否

寄書

◉典獄諮問會に就て希望を述ぶ

在東京　佐野尚

内務省に於ける本年の典獄諮問會は帝國議會開會前に於て開會せらるゝの風聞ありしが、其の後立消へとなりしが今や衆議院は解散せられたるを以て、從て其の筋に於ても暫く閑暇となるを以て、此の際各府縣典獄を召集し内務省に於て、諮問會を開く蓋し近きにあらん、予は爰に典獄諮問會開會に先ち、一言希望を述べんと欲す、抑は他にあらず諮問々題是なり、從來の諮問々題を見るに或は學理として或は實際問題として、皆感要的計劃の問題ならざるなしと雖ども、吾人倩々考ふるに、斯の如き諮問々題數十個を調製するは實に容易の事にあらず、現今監獄局在勤の監獄事務官を始め其の他の内務關に於ても多く實務に從事せられたるの諸君なるを以て、其の腦中より出づる處の諮問々題は凡て實際的問題なるは期して之を知るに難ども、予は謹め其の筋より各府縣に通牒し、一監獄より三件の問題を提出せしめなば、一體三府四十二縣及四集治監三分監併て五十五監獄其の問題は百六十五件となる此の問題を徴收し、以て諮問會の節併て之を討議研究せば其の利益たる豈に尠少ならんや、並に其の問題當局者の腦裏より湧出したるものなるを以て一片の學理的に偏するが問題と日を同ふす可からざればなり、一言爰に記して當局者の參考に供すと云爾

◉所感（一）「看守の職權を明にす」

山梨は、生

監獄改良の聲近者頻りとして四方に起る、之れ社會の潮流時に此事業に向つて、發達の前芽を喚呼したるもの、豈獨り治獄界の恭賀にのみ止まらんや。

然れども吾人は私に恐る、幾多の司獄者中外に改良の美を講ずる切にして内に要素の脆弱なるの疎なるを、由來監獄改良とは果して如何するものぞ、獄舍の宏壯を云ふか、遇囚の方法を云ふか、服制の如何を云ふか、乃至俸給の多寡、吏員の增減を云ふか、曰く否な監獄改良なるもの固より獄舍の如何、遇囚の是非等を意味するには相違なしと雖ども、豈獨り之等のみに止らんや、外形の機關を作り出すと共に、内形の要素をも作り出さゞる可からず、何となれば外形の機關は、内形の要素に依つて運轉し始めて其目的を達し得べければなり、然らば即ち内形の要素とは果して何物をか云ふ、吾人なして容易に約言せしめば、充つるに司獄吏其人を以てせんのみ、然り司獄吏は監獄に於ける要素にして、所謂本舞臺に於ける唯一の役者なり、若し此司獄吏にして具備せずんば、假令外に獄舍の美を飾、遇囚の正路を開くものありと雖ども、到底之れに伴ふ成果なること能はざるなり。

吾人は今日の司獄吏、近くは即ち看守なるものに就て、深く遺憾の存するものあり、要するに彼等は如何なる人物を以つて成れる乎、一概にしも規定の採用試驗に應じ、或は規定の手續を經て、警察の吏元取調に好果を得たり以つて直に帶劍冠帽の吏となるを得、之れ順序よりして差支なきか如しと雖ども、事實と齟齬さを摸究し來れば大に隔靴瘙痒の感なき能はざるなり、看よ警察署の吏元取調を托せらるゝに當つて之れが取調を爲すにすら、已に其本旨を誤りて之れを秘密的になす、公然取調べらるゝ本人の家に就て取調ふるが如き殆んど見識に關する形式的の吏元取調なるを以て、既に乘に其取調に於て確く信用を措く能はず、所謂不完全なる吏元訊問なるもの往々にして地方警察にあるを以て見れば、之等に依り其採用の可否を決する當初より既に採用其法を誤りたるものと云はざるべからず、此の如くにして何ぞ純眞なる司獄吏を得ることを得べけん哉。

畢竟司獄吏とは如何なるものを云ふか、之れ容易に答ふべからざる問題なりとす、述莫假りに司獄吏看守なるものなして、昔時の所謂牢番人たるに止らしめよ、彼等は最も賤劣なる烏合の衆にして、義理も人情も知らざる慘酷なる一汚吏なるに過ぎざるなり、然れども明治の昭代に於ける司獄吏なるもの何ぞ此の如きものならん、司獄吏即ち看守たるもの、最に表裏なく、愛に差等なく、公明正大事を理し、事を圖り而して又常識的の觀念に富み、一言にして言はゞベルソナリチー所謂品格の高潔にして廉然たらんことを要む、然り理想の司獄吏たるもの既に斯の如し、然れども之れ言ふに易くして、得るに難き所とす、今夫れ試に某の監獄署に至りて其看守の人物如何を觀察し來れ、而かも能く其品格を有し居るもの果して幾人ある、余は曾て囚徒の某工場に於て私語するを聞けり「彼の看守は某樣の破天なりき」、「彼の看守は某新聞社のロール連しなりき」と、語氣何ぞなく輕傲の意を含むもの、如し、其破天なるやロールたるやに論なく、苟も刑任待遇の看守たるもの果して此の如き人物を以て滿されつゝあるか、否爽して之れあらざるなり、然り之雖ども吾人の常に目擊する處を以つて見れば、今日の看守たるもの、内割合に品位の見ばらざるもの多きは事實に於ける現象なりとす、今より數年前に於ては看守なるもの、地位、身分が世上に貴ばるゝに至りしが、今日に至りては看守の名聲漸次地に落ちて此職を奉ずるものは一種の變太人らしく思はれて學下視さるゝに至る、畢竟之れ種々の原因する處なきにあらずと雖ども要するに人物其實を失し、採用其儀を缺き、所謂品格を有するもの尠なきに依るならんか、並し品格は地位のインスピレーションにして、品格備はらずんば地位昂らず、地位昂らずんば以つて名聲を博するを得ず、今日の看守なるものが大に其地位を低め、世上に冷視ぜらるに至りしもの決して偶然に非ざるなり。

彼の徒に看守を目して囚徒を戒護するものゝみ思ふものは、未だ識見の足らざるものにして共に談ずるに足らず、吾人なして看守の職權所謂責任の存する處を言はしめば、又大に所論なきにあらざるなり、其要ざする處看守は單に品格を作れと言はゞ、其語甚た漠然なるが如しと雖ども、品格は規律な意味し、嚴正な意味し、情愛な意味し、而して又敎化な意味するものと云はゞ、品格の要從つて明かなりとす、彼の敎誨師なるものは一に囚徒なして改過遷善の道に歸復せしむるの大任を負へるものなりと雖ども、吾人は深く彼等に之れが責務を放任するを欲せず、看よ現今の敎誨師と唱ふるものを、彼等の多くは法衣圓顱の人を以つて成る其說く所如何、曰く因果、曰く應報、期する處善惡の標準を說て以つて之れが感化を圖らんとす、其個人的敎誨と多衆的敎誨とに論なく、直接或は間接に其心緒を勞するものありと雖ども、能く其好果を奏するもの果して幾何かある、殊に囚徒に語るに耶佛の優劣を以てし、儒神の是非を以てして、而かも倘ほ敎誨を了せりとなすか如き邊弊ある今日の敎誨界に於ては、果して夫れ幾何かの好果を其敎誨に於て得らるゝや、

吾人は甚だ遺憾の念に堪へざるものあり。

夫れ然り然らば即ち教誨の實を奏するもの蓋る点より云ふ、正に看守に依つて直接の關係を有するもの大なりとなす。監房の裡、工場の内、日夜其囚徒等に接近しつゝあるものは看守なり、言語は如何、動作は如何、態度は如何、訓諭命令を遵守するや否や、官吏を尊敬するや否や、要領の有無等を觀察するに、寧ろ戒諭者たる看守を措て又他に何物をか存する、それを以つて、諭すに人を見て諭し、戒むるに人を見て戒む、此に於て平始めて之れが教誨の効を奏ぐることを得ると雖ども、看守たるものは一種の教誨師にして常に品格を高め、高尚なる觀念と、清玲なる氣象とを有して彼等曲心邪惡なる囚徒に對し、改悛善化の道を勉めざる可らず、實に此点に就ては教誨師よりも、主要の地位に起ち居るものにして、彼の日曜或は免役日に於て誘導的の說教を爲すものと豈同一ほ更に進歩するものあらば、彼の教誨師なるものは全く無用の冗物にし視すべけんや、吾人の所論をして過激なく言はしめば、今日の治獄上尚て寧ろそれに換もるに、遇囚上直接の關係ある看守其人を以つてそれが任務に當らしめんことを可とす、然れども之れ根本的改良と刷新とを施すに非されば、到底成し能はざる事柄にして並し斷餅に屬せんのみ、否な採用能く其人を擇び、各自精勵して宜しく看守なる職權の那邊に存するやを知得し、以つて其品格と本分とを保ち、遺次歸沛の間にも能く之れが模範者となり、知らず識らざるの間に於て奸智陰暴なる囚徒を善良の域に遵ふしむるに至らば、又た何ぞ以つて至誠の幾に屬せん、若し夫れ此の如くにして果して其目的を達し得べしとせば、看守なる職務の如何に高潔にして榮譽なる壯快の職務と謂はざるを得べけんや、顧じ來れば、監獄改良とは畢に外事の美擧な耳ふに止まらず、内裡の要素なりとして全く刷新鮮良ならしむるにあり、此の如く内外共に均一の改良を得て始めて其目的を達することを得るに至らんか、吾人は今日に於ける治獄上最も急務なるは、内裡の要素たる看守をして、能く其本分に堪ゆるの人を採用し、且つ養成せんことを希望するや切なり、帶銃冠輔の士にして今日の如く世上に冷眼視せらるゝは、甚だ遺憾とする處にしてさせんや、偶所感あり以つて錄す爲。

◉言語の價値

在長野縣獨逸人　ウロゴンゼダシヨ

言論は鎗よりも恐しきことは野蠻的腕力競爭時代の現象を去りて文明的言論競爭時代の現象を諷刺したる箴言なりと云ふべし蓋し言論の必要なることは敢て爰に喋々を俟すして知る可しと雖ども亦た之に伴ふ弊害も多きものにして所謂言論上よりして不時に大戰爭な惹き起すもあり或は戰爭を止めて敵と味方と和睦を結ぶもあり則ち種正叔ゝ言の箴に吉凶榮辱て日外に表現するときに際し宜しきを得ずんば其身禍害の門に入るへきものなるを故に又孔子の家語に曰は是れ何を禍門也と夫れ言語は必要にするときは候ち其身に關將の及ふことを敢て銳刀の害と異なる所なし要するに言語は吾人の自由に哮な揮はす而かも口外に表現する容易なるものなれば其用法も從て嚴敕に渉らされば不知不識の中に己に身に禍を求め人の感情を害ふの際さなるやも保し難けれはなり故に言語の價値は慎而之れを增し愼まずんは之れを失墜するに至るべし必覺言論は吾人が外界の事物に接觸し觀念したる博性に物覺發用を施して口外に表現するものなれば自然口外に表出すると共に言語に對し重性上の責任生するものなければ言語に依りて其人の位地品格を識り知るとを得ん所謂舌頭方寸の中に言語の價値を包含するものなりと云ふべし豈に慎み愼まざる可けんや、吾人の所論なり可からず然り而して吾人は眼中身の外は皆な人なりと云ふ本監獄的觀念を以て職を負荷するものなれば期して無用無責任の言語は之れを棄て有も人の感情を害ふが如き横柄殺伐なる話は自ら之を避くべし所謂語格を正して人格を作り眞に司獄官たるの氣品を保つは職に忠實の忠實にして國に盡すの忠勇たる可し然れども吾人なして云ふは易し行ふは難しその跡の如し故に野生も稍愼にして横柄者なりと

予輩ば巣鴨監獄の引合に出されたる大阪、兵庫、鳥取監獄當局者の爲め其の迷惑を察するなり次に君は再犯者の多きは畢竟するに監獄制度の不完全なるに歸因せざる可からず。蓋し我國監獄の獄吏なるものは徒に殘忍苛酷を以て囚徒に對し、依然として封建時代の變風を持し、毫も囚徒を改善の眞民たらしめんとの策を講ぜざればなりと。予輩ば雖ども現今監獄制度の不完全なる點ば之を知る。然れども再犯者の多き原因ば獨り監獄制度の不完全なるのみにあらず刑法の改正の如き出獄人保護場の設け少き其の他諸般の原因あり。而して我國監獄の獄吏が殘忍苛酷を以て囚徒に對し依然として封建時代の變風を持し、毫も囚徒をして改善の眞民たらしめんとの策を講ぜざるの斷言ば實に我日本全國の監獄に對し侮辱たるものと云はざるを得ず。偶々一二監獄に於て囚徒を毆打したる看守ありし事ば之を聞く、然れども斯の如きば斷じて爲す可き事に非るを以て直に其の看守を懲戒免職し以て其の職責を明にせり、然るに君ば想像的考案を以て一般監獄官吏が殘忍苛酷を以て囚徒に對し囚徒をして改善の眞民たらしめざるが如く斷言せられたるば予輩其の意のある處を知らず、果して我國凡ての監獄が斯の如き事實ありとせば宜く其事實を明白に揭ぐ可し、次に君ば曰く斯の如く多數の再犯者を出すば國家の不幸なり宜く一方に於ては、典獄以下の獄吏が其の變風を脫して直接に囚徒に接し彼等をして眞民に化せしむるの手段を取らざる可からず云云と現今再犯者の多きば予輩と雖ども之を嘆ず、然るに君ば典獄以下の獄吏が變風を脫せず又直接に囚徒に接せざるものと思考せらるゝば大に誤れり、現今何れの監獄に於ても典獄ば常に訓戒を加へ處罰言渡其の他一として囚徒に接せざるなし。然るに君ば此の事實を論斷せられたるば是亦誤斷と云はざるを得ず。殊に君が所謂變風とば爲して如何なる事實なるや請ふ君其明示せよ、次に君曰く彼等四人が數百の上に小なる筵を布きて其の上に跪坐し寸毫も頭を擡ぐることを得ず、傍見た爲すことを得ず況んや他囚と語ることをや、斯くして朝より夕に到る迄無言に正坐して作業を爲さざる可からざるなり、彼等にして少しく傲慢の獃ある時ば忽ち酷吏の叱咤する所となり、甚しきば人權剝奪さやらな名として乱打乱蹴をさへ加ふるなり、故に囚徒ば居常戰々兢々として自ら戒愼むが如きの思を爲して私かに看守の影を偸み見るが如きば宛然地獄の餓鬼を見るの觀あらむ、是を以て囚徒等が獄吏を目して赤鬼又ば青鬼等種々の名稱を用ふるも差し其の殘酷なる形容したるものなる可し云云と、予輩讀て愛に至り君が言語の罵詈讒謗に過る一驚を喫するの外なし、予輩ば今日迄も我大學々生に於て斯の如き無責任の議論を吐くものあるに至ては、法科大學の爲め嘆するの外なし、君請ふ一考せよ我監獄ば自由刑の執行猶なり自由刑の執行猶にして彼等四人に對し、言語擧動其の他凡ての自由を許さば到底刑罰執行の目的を達すること能ばず、蓋し斯の如き議論を唱ふるば自由刑の本旨を知らざるものと云はざるを得ず、而して予輩の獄々に階する能はざるば、彼等四人にして少しく作業に倦意の獃ある時ば忽ち酷吏の叱咤する所となり、蓋しきば乱打乱蹴をさへ加ふる云云と君ば斯の如き乱打乱蹴の實況を目撃せられたる歟、果して斯の如きことありとせば予輩君と共に堂々攻撃せざるを得ず、然れども予輩が嘗て獄を參觀したる當時凡ての看守に斯の如き擧動ありしとば認められざりき、恐くば是亦君が假想に出でしものならん、若し假想なりとせば予輩ば其の處置を監會に報道したるの事を賞めざるを得ず、次に君ば曰く若し我醫科大學の諸子を共に率て嚴格に囚徒を診察せんには、彼等の殆ど全体ば病人なる可しと信ず云云と、是れ予輩の解する能はざる所なり何となれば如何に熟練に診察するも彼ば二千人の囚徒が悉く病者なりとの斷案を下すに至ては、予輩ば一層君が無責任の議論に驚かざるを得ず、次に君ば清國其の他食物に就て云云せられたれども是れ畢竟監獄則を度外視して論述したるものなるを以て、之が駁撃の價値を有せず君ば是等を不可なりとせば何ぞ監獄則其の他の規則に向て改正の必要を述べざるや、君ば又入浴に就て十分時位ば限りとす故に浴情に入るや否や忽ち発び上りて整列せざる可からず、冬季の如きば之が爲め却て感冒者を生ずと是亦君が假想に外ならず、予嘗て奈良監獄署に在職せし當時監獄醫の意見に依り囚人に冷水浴を實行せしことを目撃せしに却て感冒患者を減少せり、又大阪府監獄の如き七分時間の入浴にして尚感冒に係りしことなし況んや十分時間に於てをや、尚君ば囚徒が少しく看守の御機嫌を損するときば忽ち叱咤せられて或ば殴られ或ば獄られて加ふるに減食又ば屏居(差し屏禁の誤りならん)閉室の罰に處せらるる云云と嗚呼君ば巣鴨監獄署に於て囚人が少しく看守の御機嫌を損じ減食又ば屏禁閉室罰に處せられたる事實を目撃せられたるか、減食屏禁閉室の罰に處するば看守の適宜に處罰し得らるゝものにあらず、獄則に違犯したるときば其の趣を申告し看守長ば之に依て囚徒を訊問し然る後典獄の判決を經、處罰執行着手の際ば監獄醫被罰囚の身体を診察し差支無しと認めたる後之が處罰執行を爲す可きものにして、決して君が云ふが如き輕々しく看守の臆意に處罰爲し得可きものにあらず、殊に減食の量に於ても監獄諸規則に規程ありて當局者隨意に其の範圍外の少量を給することを得ず以上約言すれば君が巣鴨監獄の現況と題しながら、其の事實ば多く假想的の妄誕臆測の外に出ず、君少しく監獄に關する法律規則を熟讀し且つ能く實際を研究し然る後社會に報道せられよ、偶々一回巣鴨監獄を目撃し以て假想的誹謗の事實を記載するが如きば罰り世を欺くのみならず、却て君が淺見を世に表白し識者の嗤笑を招くに至るのみと云爾

附言、本篇執撃ば予當時實任を負擔し、公然予の氏名住所を明記し以て東京日々新聞に送付したり、然るに嘗て東京日々新聞の編輯人會口與三次郎が官吏侮辱事件にて、假治橋監獄署に入監中看守に殴打せられたる事實ありしを以て、之が爲め監獄に對し亀山生の如き惡々的記事ば喜んで之を誌上に掲げしにも拘らず、之に對する反駁の論文を掲載せざるば如何に東京日々新聞が公明正大を缺くや知る可きのみ予輩ば現今堂々たる而も社會の耳目たり木鐸たる東京日々新聞紙にして此の公明を缺く、實に社會の爲め慨嘆せざるを得ず即ち爰に監獄の雜誌に寄稿したる所以なりとす

◉小河監獄事務官の巡閲に就て

在大分　綠陰居士

斯道の爲め平素熱心憂痒せられつゝある洋々散士なるもの、嘗て本誌第百十七號に於て監獄巡閲官の出張に就て述べ、下級判任官をして各府縣監獄を巡閲せしむることの不可なることを詳細論述して餘蘊なし、而して其の議論の明確なる、論旨の正鵠を得たる吾人は一大白を擧げて以て之に賛同を表したり、蓋し獨り吾人のみならず、必ず各府縣監獄當局者に於ても擧て賛同を表せしものならんことを推知したり、然るに計らずりき佐原生なるもの監獄雜誌第九卷第三號に於て、監獄巡閲を勵行すべしと題し洋々散士の說に對し、反駁を試み下級判任官を以て巡閲官と爲すの可なることを論述したり、然るに其の論旨たるや支離滅裂捕風捉

影一も之が援護無し、是に於て敏吾人物に以爲らく現今に於て斯の如き評論を主張するものは、並し地方監獄當局者に非ずして監獄局在勤の屬官が自己の爲めにする處ありて、殊更に比附援引して之が反對說を起草せしものにあらざるなきやを疑はざるを得ず、現今判任官をして巡囘官として各府縣監獄を巡視せしむるの不可なることは、一般我監獄社會の認むる處なるを以て、吾人も亦贊同を表せざる處なれども、幸々敢士が云へる如く現今監獄事務官は一人なるを以て、此の一人の事務官をして各府縣監獄を數く巡囘せしめんとするは到底云ふ可くして望む可からざるを以て或は屬官を隨行して巡囘し、尙亦止むを得ずんば監獄局在勤最高級の判任官をして巡囘せしむるは吾人の不可を唱へざる處なり、吾人は官報及び本誌前號に於て小河監獄事務官が內務屬印南於莵吉氏を隨行せしめて長崎縣、熊本縣、香川縣及び三池集治監等を巡囘せしことを知れり、是れ義に幸々敢士が冀望を屬せし處なり、今や監獄局は幸々敢士と同一の方針に依れるもの〻如し、吾人は爰に其の實行を見るに至り本全國の監獄を巡囘するは到底爲し能はざるを以て、他日專任監獄巡囘官を設置するの暁、若くは監獄事務官を增員するの官制改正の期を見るに至る迄は、止むを得ざるを以て計畫課長有馬四郎助君若くは監獄局在勤の法學士赤司鷲一郎君等をして數々監獄巡囘を爲ならしめんこと深く切望して止まざるなり、彼の監獄巡囘內規中每年一回宛監獄巡囘を爲す可き事の規程あるも、夙んど空文に屬するが如し、願くば東北地方の監獄に於ては敏革圓に於て一回の巡囘だも爲しむ、是れ眞にして眞なりせば吾人は小河君が歸京の後、再度巡囘官として東北地方の監獄を巡囘せられんことを深く祈望して止まざるなり

●ジューケーン氏行刑學を讀む

局外散士

春月堂主人松尾音二郎君は曾て北海道集治監に教誨師の職を奉じ、基督主義を以て熱心斯道に從事せられたるものなることは、君が意見の屢々時事雜誌上に顯れたるに依て之を知る、然るに其の後君は教誨師の職を辭せられしが、今や幸眞縣尋常中學校敎授の任にあることは現今の職員錄に依て之を知る、今や君は直接監獄に關係なき學校敎育の任にありと雖ども、尙監獄の爲め熱心從事せられ既に過般タラック氏の刑罰及び犯罪豫防論を飜譯して世に公にせられたり、敢士は未だ該書を一讀せざるを以て其の飜譯の如何ほど之を知らずと雖ども小河君の序文及び學會記者の批評等に依るに其の文章流暢、意義明確なる事は敢士の確く信ずる處なり、然るに此の國監獄雜誌第九卷第二號及び第四號に、君の飜譯に係るジューケーン氏行刑學の揭載あり第一回は犯罪と刑罰第二回は申世の刑罰及び死刑の執行に關する事柄なりき、敢士之を熱讀吉味し再三再四にして僅に全般の意味を知ることを得たり、並し飜譯高尙にして（直譯の飜譯も吾人淺學者の腦裡に感染する能はざるを以て、從て嫩は司獄官吏申該飜譯を敢願敢是熱讀せざるものからんかを恐る、願くば松尾音次郎君よ今般平易にして普通の文體に飜譯せられ〻ばは實に敢士一人の滿足する處なるのみならず、亦敢士と感を同ふして敢書するものあらん故に敢士は爰に不遜を顧みず卑願を胃瀆し、一書記して以て君が再飜をんこと深く祈望して止まざるなり

各地通信

●監獄衛生談話

三池集治監々獄醫　山本兼孝演

過る春季皇靈祭追吊敎誨堂の節敎誨堂に於て一般在監囚へ對し衛生上に關する談話をなしたる要領左の如し

今日は衛生上の事に就て聊か談話せんと思ふ尤も長官より折々衛生の普及方法を講ずる樣常に指示せられて居るので幸ひ本日各自が會合せるを期とし一言せんと思ふのである此り前に衛生の貴重なる事及び懲罰を受くるものは營へ目にこそ見へね及物を以て我が筋肉を削り取ると同じく個人的衛生の妨害であると云ふ事は懲々申して置いたが猶か此內でも其時聽いたものは皆記臆して居るであろう

偖談話の初めに一言申して置くのは外では無ひ今日自分が致す處の話を唯だ一遍の演說と聽流し即ち馬耳東風とて俗に云ふ喙嘈流し耳で聽いて貰つては困まる味噌濾し耳とは唯だ其話の粕丈けを耳底に殘して本統の正味は漉して仕舞ふと云ふことである之れでは全く仕方が無ひから今日の話を各自銘々が實行すれば其効力が有ると云ふ事を能く考へて各自耳を澄まして必ら銘々其身に實行する樣聽ひて貰わなければならぬのである

古昔の醫士と云ふものは病人と相對にて其病人の療治さへ施せば醫士の職分は足れりとし又た世間一般の人が左樣に信じて居つたけれども斯次世が開け醫學の進歩するに隨伴して既に疾病に罹りたるものゝみを治療する斗りでは醫學の主旨で無ひ未だ疾病に陷らざる前即ち轉ろばぬ先きに杖と云ふ塩梅で達者な中に疾病を防ぎ或は弱わき体格をして强壯なる体格に復歸せしめ又は傳染病でも未だ發起せざるに注意し營へ發起せしめて洗流行蔓延せざるの豫防方法を研究し防禦の策略を講ずるのが今日開明醫學の主眼である故に一般衛生の普及法を謀り各自銘々攝生と云ふのが必要で有ると云ふ事を感せしひる樣に至つたのである

衛生とか攝生とか云へば大層六ヶ敷樣にして又其實汎く申さば至つて廣く果て限りもなく何でも可でも衛生に關係せさる事は無き樣なものゝ手近く之れを申さば

総て人間は其命の貴きを知り身体を大切に衛もり喰ひ物飲み物着物住所動作運動を適宜程能くせよと云ふ事に過ぎ無び即ち繰り返し之れを申さば銘々其身の行ひを慎めと云ふ事になつて來るのである監獄にして獄則紀律を嚴守し役業に精勵すれば自然衛生攝生も其中に行はれて居るのであつて若しも之れに反して或は獄則を犯し役業を怠り或は自暴自棄に陥り身自から懲罰を招き處罰も度び重なると遂ひには身体を衰弱せしめて即ち此の以前にも處罰を受くるものは個人的衛生の妨害者であると申したる所以である

先づ今日爰で申した内で喰ひ物飲み物着物住所の事は扨置きとして動作運動の身体に必要であると云ふ概略を述べんと思ふが各自も世上に於て疾く承知の通り彼の勞働する處の即ち角力取りであるとか船乗り渡世の者で有るとか農業稼ぎの者で有るとか云ふ様なものに薄弱なる体格のものは無び皆な皮膚筋肉滿々として強壯なる体格で有る如く又た手近く之を本監で申さば彼の内役工場定輕役より土持或は採炭抔へ轉役して体格非常に强壯たるのは皆承知であろう偖又た力士の事に就て衛生攝生に注意する一例を云へば彼の有名なる力士大關横綱梅ヶ谷即ち雷權太夫が角力敎訓の第一ヶ條に力士は常に一層衛生攝生を守り殊に大關となつては最も衛生を大事に守らざれば其位置を保つこと能はずと申して居るのである

一体生活体の衛生攝生上即ち動作運動の必用たるあとは運動すれば血液循環が能くなり血液循環が能くなれば能くなる程營養即ち滋養が身体に着いて能く成るので營養が能くなれば身体が强壯と成るのである此の强壯なる体格に常に衛生攝生を守つて居ることなれば容易に疾病も取りつく處か近か寄ることも出來ぬのである又た之れを大きく譬へば陸軍海軍の兵備完全にして常に訓練し整々堂々たる處の强國であれば他の馬鹿外國が夫れに向つて戰爭を挑むことの出來能ざるが如く一つの人身に於ても然り体格强壯にして常に衛生攝生の訓練嚴重なるものには病氣と云ふ敵が向ひ來ることの出來ざるのみか譬へ近か寄りしとても直ちに追ひ除けられて仕舞のである之れに反して軟かひものには蔭もつくと云ふ通り衛生攝生の疎きが有れば夜るでも晝でも寢ても覺めても常に病氣と云ふ敵が襲ひ來らんと狙ひ搆へてる居るので有る故に若しも薄弱の体格にして且つ衛生攝生を怠れば常に襲ひ來らんと狙ひ搆へて居る處の疾病が侵入して自由氣儘に病勢を逞ふしたる結果遂に其身体を降參させ即ち死なせて仕舞ふのである

抑も疾病と云ふものも人間其他活たる物の体格に强弱の差別がある如く何の病ひでも同しき其疾病の内で强弱の差別がある殊に今日では傳染病は重もに黴菌が原因と成つて居るので皆夫れ夫れ豫防消毒の方法も銘々ちやんと極まつて居る然るに此の黴菌と云ふても矢張極く小さな活き物で我々の普通肉眼では見ることの出來ないものであるが相當の方法に依れば立派に夫れを見得る處の方法がある又た夫れを發育させて見れば其發育の力は實に强ひ即ち其の繁殖する處の力らが恐ろしく强いもので有る総て動物が下等になれば成る程其の發育繁殖する力の强ひと云ふ事は各自も疾く承知の事であろうが人間は十ヶ月にして漸く一人の子が産れるが犬や猫であれば三四ヶ月にして一度に四疋も五疋も或は十疋餘の子が出來る動物もある夫れから段々と下等のものになれば一尾の魚の腹中には數限りもなき卵が有つて銘々を夫れが一尾の魚と成るのである況んや傳染病黴菌の繁殖をや此の魚の卵より何萬倍と云ふ繁殖力の甚しきものである　（未完）

◉下の關商業倶樂部に於ける小河監獄事務官の保護院に關する演說

私は只今坪井典獄の紹介されました通り九州地方巡回の途次當地に立寄り少々取調べを致しましたが出發迄には少々時間もある處に衆々懇意の中村さんよりも倶樂部へ參り何か監獄事業に關する話をしてはどうかと云ふ事でありましたので辭退をしましたが是非々々一つしてはどうだと云はれますので別段諸君の御參考にもなりますまい且つ話か前後するかも知りませんか折角の事故少し御話をする事にしました抑も此監獄事業と云ふものは極近來の新事業でありまして他の文物制度は以前より開けて居ましたが監獄と云ふ事は極近世の事て今から百五十年か二百年前からの事と思ひます其頃より漸くに監獄と云ふものは改良せねばならぬ監獄を改良せねば犯罪者が段々と殖へると云ふ事に氣か注いたので夫れ迄は監獄と云ふものは牢屋とて惡事をしたものを懲らす爲めに入れて置く場所で因果應報とて

監獄も囚人を苦ましむるか目的位であつて刑法の主旨も全く因果應報と云ふ事であつた夫れだから監獄は誠に不完全のもので空氣も通はぬ暗き處に入れて置きましたものでありますが併し之れでは人を善くするではない益々惡るくする計りで犯罪人は增して來る故改良せねばならぬサー如何に實行するかと云ひ出せしが即ち前世記の末で亞米利加のペンシルバニヤ洲のフランクリンに於て始めて監獄改良を唱へ出しました此の改良の結果か宜かつたので亞米利加の各州より歐羅巴に迄及ぼし爲めに近世紀の始めの頃より澤山の金を監獄の建築に費す樣になり今日では歐米各國の人々は尤も熱心に働いて居り中々吾々の及ばない所である日本の今日の狀況に依て考ふるに歐羅巴に於て金も遣い改良せねばならぬと熱心に働くは慈善家と民間の富豪有志であるジョンホワルドの如きは有名の富豪家である此人が澤山ある財產を投し監獄の改良に盡力し歐羅巴各國の政治家有志に訴へて改良を促したので老年に至りましても事業を繼續し各國を遊說中遂に魯西亞の片田舍にて死にました全く監獄事業の爲めに斃れたと申して宜しい人である男では此等の人が最も熱心家なるが女にも英吉利のエリサベス、フライドと言ふ人は非常に盡力を致しました斯樣に歐米にては監獄事業は獨り政府の仕事とせず慈善家富豪家有志と相待つて改良を致します夫れ故に歐米にては社會の公衆と監獄と密接の關係を有し監獄の設置ある土地には必ず感化院保護會社等の設けあり又其地方の醫師僧侶名望家事業家などが監獄委員と云ふ職を帶び此等が相一致して改良を企てゝ居ります

監獄委員と云ふものゝ吾國に要不要得失等は別問題として兎に角歐羅巴の監獄事業の改良は社會より卒先して之を促かし監獄は却て門戶を鎖し此改良の光明の侵入を拒んで居る夫れを段々と刺擊して遂に改良の功を奏したが之れに反して我國の監獄改良を主張せしものは民間有志か將た政府當局者かと云ふに吾國の監獄にては熱心に種々改良を企つるも民間は常に之を拒んで居る再犯を拒くには民間が働かねばならぬ監獄を建築して昔の風を改築せんとを當局者は働て居るけれど社會か常に其鋒先をなまらせる故に我國に於ては事業が割合に進まぬ十年前と今日と改良の點か著くないそれは一般の同情を得ないからと考へる犯罪人の數に付ては御承知の通り吾國にては年々增加する計りで殊に此の非常に物價高直で生活の度合も進んで來たそうすると貧困者か日々增加して來るこの增加は免れんと信じて居ります然るに此物價の高い割合に犯罪者か增加せぬ夫は思ふに勞働社會に仕事かあるからのである併し今日の現況か續くか續かぬかは一の疑問である戰爭後は犯罪者が多い譯である佛と獨と爭鬪即ち千八百七十一年普佛の戰爭の結果千八百八十七年八十年九十年頃に至る間非常に犯罪人か增加しましたこれ等は皆戰爭の結果であります

我國二十七八年戰后そうあろうと想像しましたか割合に增加しませんが今三四年經過したら非常に增加を爲すだろうと思ひます犯罪人の數か我國は世界各國と比して多い歐羅巴は少くない我國は人口に比し犯罪人か非常に增加して居る彼の監獄に居る所の在監人と號して監獄の飯を喰ふて居る所のものか良民の六百人で一人の犯罪人を出すと云ふ樣の結果で良民の內絕對的乳兒老人等犯罪の資格なきものを込めて六百人に付一人である然るに歐洲は平均するに八百人乃至九百人で一人伊太利露西亞は多い七百人で一人最も開けた英國の如きは千四百人で一人其他も概して少くない而して英國は段々と犯罪人が少くなる學者社會の進むに從ひ犯罪人か增加して來ると云ひますか私の考へるに社會が進むに從ひ犯罪の種類は違ふ即ち强盜とか人殺とか又彼の謀殺とか故殺とか言ふ樣な殘酷なものは減りて來るか窃盜とか詐欺取財とか言ふ樣な智惠を以て働く犯罪者は社會の進歩する程增加して來る樣に思ひます英國は年々著く減りて來る然るに一方では進歩して生計の度は次第に高まる我國では益々增加を見る英國は何故減少するかと考へるにそれは理由かある我國は犯罪人があると直ぐに監獄にぶち込む素と犯罪人は一朝一夕に出來るものでない第一に家庭の教育を始めとし假令は始め借りたるものを返さない始めは默つて人のものを遣ひ夫れから窃盜となり遂に其れが强盜になると云ふ樣に段々經過の順序かある然るに日本人には此經過の間に堰き止る處の關門かない夫から又監獄を出ると世人に嫌はれ何をしようと思ふても賴み手かない已を得ず糊口に迫り再び犯罪をなす樣になるそれを監獄一手で引受けて居る恰も千金丹と云ふ藥で万種の犯罪者を治療する樣な次第でありて監獄の外別に治療の方

便は無い樣に日本ではなりて居る英國は第一に子供の初犯の者又微々たる犯罪の如きは監獄に入れぬと云ふ道かある感化事業とて不良の少年を入れて家庭教育に代へて純粹の教育を施し色々の事を教へて監獄に入ることを拒みて居る又貧の盜と云ふ糊口に迫つて罪を犯す者に對しては授産場と云ふものありて之れに何か仕事を授ける此等の道かありて堰き止めるに尙溢れて監獄に流れ込む夫れは改良の監獄に入れて直す又夫れが監獄から出た時には出獄人保護場と云ふものかある之れも土地の名望家か資を擲つて造つたもので市町村にて造ふし處もあるか大体は其地方の名望家か寄附して出來る斯く再犯がない樣に種々の機關か整ひ居るも日本には唯一の監獄あるのみなれば犯罪者澤山ある監獄へ一旦這入ると却て悪くなるのである監獄は恰も一の悪い事を教へる學校である悪るいとに感化されて出た上は悪い者の增加するは必定にて日本にも不良少年を入るゝ場所を市町村が立るが必要であります東京では此事に盡力中で澁澤君なんぞは熱心して居る監獄を出た上では保護か必要であります此馬關監獄を毎日幾多の囚徒が出るか其出る前に出た上は如何をするかと問ふて見ると出ても職業はないから再び來るの外仕方かないと斷言して居る者かある此等は出た上忽ち社會に害をなす恰も避病院にコレラ患者を十日入れて未だ直らぬものを醫師か知りつゝ出さなければならぬと云ふ樣なものである刑期の過ぎたるものは出さなければならぬ此樣の次第なれば眞に再犯を防ぐには監獄の外社會の事業として感化院保護場授産場此三つのものか必要であるこれ等は大變に金のかゝるものであると人か考へますれどもそう資本はかゝらぬ官吏か監獄から出るとき此者は改悛の情ありと認めたるものは社會の人か自分の職業の職工にでも遣ひ婦人の如きは下女にでも遣ひして多數の人か一致して働けば金はいらぬ又決して只遊んでは居ない職業を與へて遣れば多少の收入かあるそれで食料家賃迄掛けて取て宜しい此等の事は利益よりも汎く博愛心に訴へて氣の毒と云ふ點より仕事を與へて遣るか能きとである

（未完）

◉愛媛縣監獄署通信

明治卅一年四月廿五日明治廿一年より同廿七年に至る七ヶ年間當署繫留中の死者四百卅三名の遺骨を墓地衣山に合葬し建碑成を告く即本日を以て供養會を碑前に擧行せり

今其概況を記さんに式場には幔幕を繞らし碑前に祭檀を設け香華庶羞を奠し午後一時十數名合葬に使役せし囚徒廿名典獄以下署員敎誨師幷に招待せし數名の僧侶入場各席定まるや典獄先つ靈前に進み祭文を告け次て敎誨師又吊文を朗讀す導師僧侶敎誨師は三奉請阿彌陀經十方念佛署回向の勤行を懇修す次に參列者一同順次燒香終て典獄は四人に懇諭する所あり午後二時卅分閉會せり

此日昨雨漸く休みたりしも陰雲猶蔽ふ午時忽ち晴を放ち滿山の春風徐ろに祭壇を吹き讀經の聲は松濤と和し感慨最と深きを覺ふ嗚呼祭るに斯の如き鄭重なるを以てせらる優に幾多の幽魂をして瞑せしむるに足らん而て又四人感化上に於ても不動神益する所ありつゝらんと信す

典獄の祭文左の如し

維明治三十有一年四月二十五日愛媛縣典獄正七位野田直幹沐浴して村上鹿藏外四百三十二名の靈に告く靈は明治二十一年より同廿七年に至る七星霜間我監獄繫留中の死者に係れり而て歲月の久しき或は不祀の鬼たらしむるを恐る即法制に從ひ之を合葬し靈をして長へに安んせしむ衣山佛地潔し敢て淸羞に代ゆるに辭を以てす靈尙くは來格せよ

◉宮城集治監通信

小泉本監典獄は五月二十三日看守一同を召集特別訓示をなせり其訓意時事に適する所羞し少なからざるか故に左に其概要を通信す若し本誌余白に揭げば多少斯界に益する所ある可き乎

宮城集治監に於て　福勇生報

本日諸氏を臨時此席に召集したる尋常一樣の所由あるか爲にあらす囚徒待遇方につき特に諸氏に省思服膺を望まさるを得さると起りしに由る故なれば能く聽取せられたし

諸氏已に了知せらるゝ如く日本帝國の光榮一度び世界列國に輝き且つ如今改正條約實施のと目前に迫り來りしや異邦人我邦行政の如何に着目留意すると亦昔日の比にあらす從て將來或は政事の短所瑕疵を提へて國交上の難題を起さんとするとなきを保せさるへし盖し彼れ異邦人や內地雜居の結果自然其生命財產の安固を我法治下に委ねさるへからさる故なれば我行政の如何に

視線を注くに至るは誠に無理ならぬ故なるへし故に事に我邦行政の職任にあるものは毎に此點に注意し其職を全ふするの覺悟なかるへからす特に我々行刑官の如きは國家刑罰權を執行し個人の自由及生命を管督するものなれば此際其職務を行ふに當り一層注意戒愼し苟くも背法戻規の處遇なきを期せさるへからさるは本官の訓示を俟たす諸氏既に服膺せらるゝ所なるへしとは言へ如何せん人情の脆弱なる其罪を憎むの余り知らず識らす其人に及ぼし或は無意識的に不應爲の處置に及ふとなしとも限られさる所なるが廿九年來本監に於て文武練習所を開きし以來諸氏專ら文を研き武を練り心膽修養に意を用ひらるゝの結果内に勇を蓄へ仁心を失はす外委勢を整ひ品行正に進退座作能く其機宜に適ひ罪徒を遇する至正嚴肅恩威併行に心を留め堅忍不撓日夜其職に忠誠を悉されわるか故幸にして未た曾て個囚を苛虐酷遇する影たに見るなく亦囚徒に於ても能く獄則を謹守し敢て諸氏に對し爭議を試むる者跡を絶つに至りたるは斯監施政の爲本官も常に滿足する所なり然しなから古人所謂人の事を執るや幾んと其成功期に及んて敗るとの格言吾を欺ひかす終りを愼ひと猶は始めの如く誠意熱情を以てするにあらされは何事も其終りを全ふすると至難にして必すや失敗を招致すると多きと故諸氏常に輪講せらるゝ職務心得に就き益々精勵罪囚管理法の研究に怠るなく其職責を全ふせられんことを切望す

事の眞僞曲直は確認せされとも頃日世間の風評による に道を共にするの士彼れ罪囚に對し苛虐酷遇の跡ありとて世人の譏刺を招致せしものあるは諸氏始め本官に於ても幾分か不面目に感せねばならぬ世文の日に月に進歩するに連れ治獄善改の事玆に端緒を開き來りしに囚徒待遇酷に渉り世人の非難を蒙る如き行違ひのとあらば一般獄政の體面を汚すのみならす條約實施期目睫の間に迫れる今日に於て唯り獄政善改の前途に豫想外の支障を波及するのみならす遂には法規の精神を傷ひ國運の進路を害するに至るへし故に直接彼等を管理する諸氏精勵一番寤寐の間にも前述主旨を服膺して貴重なる職責を全ふせられんことを本官か特に諸氏に望む所なり云々

東京集治監囚人營養物分析表

通常囚食料	分量	動物蛋白	植物蛋白
八合食	品目		
七合食	副食物平均數	0,6 09 6	4,403132
六合食	飯麥期定米四分參六分	〃	19,5 3 8
五合食	合計	0,6 09 6	23,941132
四合食	副食平均一日ノ量	0,6 09 6	4,403132
	飯麥期定米四分參六分	〃	17,3 855 5
	合計	0,6 09 6	21,788682
	副食平均一日ノ量	0,6 09 6	4,403132
	飯麥期定米四分參六分	〃	15,7 3 0 4
	合計	0,6 09 6	20,133582
	副食平均一日ノ量	0,6 09 6	4,403132
	飯麥期定米四分參六分	〃	12,2 112 5
	合計	0,6 09 6	16,614382
	副食平均一日ノ量	0,6 09 6	4,403132
	飯麥期定米四分參六分	〃	9,7 6 9
	合計	0,6 09 6	14,172132

有賞者食料	賞表壹個	賞表貳個	賞表參個	動物蛋白	植物蛋白
八合	米四分參六分及副食	米參等分及副食	米參等分及副食	1,38696	24,083932
七合	食合	食合	食合	1,38696	21,788682
六合	食合	食合	食合	1,38696	20,276332
五合	食合	食合	食合	1,38696	16,757182
四合	食合	食合	食合	1,38696	14,314933
八合	食合	食合	食合	3,63493	24,661872
七合	食合	食合	食合	3,63493	22,154732
六合	食合	食合	食合	3,63493	19,677512
五合	食合	食合	食合	3,63493	17,195332
四合	食合	食合	食合	8,63493	14,737742
八合	食合	食合	食合	4,1 85 3	24,804672
七合	食合	食合	食合	4,1 85 3	22,297532
六合	食合	食合	食合	4,1 85 3	19,356212
五合	食合	食合	食合	4,1 85 3	16,864032
四合	食合	食合	食合	4,1 85 3	14,416442

官報

◉勅令

脫監獄則中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十一年六月十六日

内務大臣　子爵芳川顯正

勅令第百四號

明治二十二年勅令第九十三號監獄則中左ノ通改正ス

第二十八條第一項中「一束」ノ下「金壹錢以下」ヲ「二錢以下」ニ改ム

勅令第百四號參照

勅令第九十三號監獄則（明治二十二年七月十三日官報）抄錄

第二十八條　四人及懲治人一人一日ノ食糧

一束　金壹錢以下

◉叙任及辭令

陸叙高等官七等　三重縣典獄正八位　阪本久善

陸叙高等官七等　高知縣典獄正八位　廣澤鐵郎

陸叙高等官七等　山口縣典獄正八位　坪井直彥

叙從七位　石川縣典獄正八位　臼井助之進

◉石川縣

看守ヲ命ス　月俸七圓給與　看守教習所受業生ヲ命ス

同上

依願解職　門監（小松）

御用有之東京府外四縣へ出張ヲ命ス　教誨師　恩振

同　伊東

御用有之大阪府へ出張ヲ命ス　看守　保

同　押野

御用有之京都府外三縣へ出張ヲ命ス　安江孫太郎

同　淺田彰齊

依願免監獄醫　監獄醫　石崎喜一郎

同（小松）　久江田春齊

依願免教誨師　教誨師　黒崎龍祥

同　門監　小泉長重郎

依願解職　同　伊藤伊三次

同（七尾）　米村政明

同　同（同）　鷹原茂造

同　同（小松）　青木久夫郎

同　女監取締（七尾）　小杉道

同　同（七尾）　村岡富

月額給八圓給與　同　淺井雪

月額給七圓五拾錢給與　女監取締（七尾）　吉倉登女

同　大河原勝美

同　伊藤津留

同　中島民

同（七尾）　松島眞

同（小松）　看守　井上住太郎

同　同　宮崎龍

同　同　茶谷誠之

月手當金壹圓給與　茶谷　誠之

看守教習課程卒業六級俸給與　井上住太郎

同七級俸給與　江口吟三郎

同　伊東恩振

同　押野保

同　安江孫太郎

同　淺田彰齊

同　石崎喜一郎

同　久江田春齊

同　黒崎龍祥

同　小泉長重郎

同　伊藤伊三次

同　米村政明

同　鷹原茂造

同　青木久夫郎

同　小杉道

同　村岡富

同　淺井雪

同　吉倉登女

同　大河原勝美

同　伊藤津留

同　中島民

同　松島眞

同　井上住太郎

同　宮崎龍

同　茶谷誠之

廿八年醫學新報抜萃（參考）

對表

食料＼合計分	蛋白質	脂肪	含水炭素	合計
保健食料	二四〇日	五、〇	一一三、五一九五、三一〇〇	一四一、五一九五、三一〇〇
高等師範學校生徒	二八、七二五	七、八五〇〇	一二五八、七四七五	一三九、三五五
攻玉舍入熟生	一九、六六五	三、一六五	一一七、五二五	一三、七三五
越後屋人	一三、七〇〇	一、四九五	九八、五四〇〇	一一三、七三五
東京集治監輕役囚	一七、二三九八二	三、九〇八三〇	一二九、四四五五	一五〇、五七七六六七

各食饌中蛋白質細別表

種別＼養分	動物性	米性	他植物性	合計
保健食料	八、〇〇〇〇	一六	〇	二四、〇〇〇〇
高等師範學校生徒	一〇、四九二五	一三、三八〇〇〇	四、四〇〇〇	二八、七二五〇
攻玉舍入熟生	四、〇〇〇〇	一〇、〇三五〇	四、五二〇〇〇	一九、六六五〇〇〇
越後屋人	一、九一二五	八四五五〇〇	三、三三五〇〇	一三、七〇〇〇〇
東京集治監輕役囚	〇、六〇九六	二、二一二五	四、四〇三一三二	一七、二三九八二

備考	素炭水含	肪脂物植	肪脂物動
米麥飯ハ朝晝夕ノ三食合計數ナリ　○副食物平均數ハ一年間一日ノ平均數ヨリ得タルモノナリ　○有賞者食料ハ一年間給與セル數ケノ別表ヲ一日ニ分割シ通常食量ニ加算シタルモノナリ　○凡テ數位ハ日本量目ニメ（コンマ）ハ文目ノ位ヲ示ス　田原眞鈍氏ノ調査セラレタル日本人保健食料ヲ標準トシ先年調査セラレタル二三ノ表ヲ參考ニ記ス	9,823955	1,47298	1,0311
	191,4 35 65	2,2 4 68	〃
	201,259605	3,71978	1,0311
	9,823955	1,47298	1,0311
	171,1 50 85	2,13195	〃
	180,974805	3,60493	1,0311
	9,823955	1,47298	1,0311
	141,3 8 8 5	1,6 7 5 5	〃
	151,212255	3,14848	1,0311
	9,823955	1,47298	1,0311
	119,6 2 1 5	1,40425	〃
	129,445455	2,87723	1,0311
	9,823955	1,47298	1,0311
	95,7 1 4 7	1,1 2 5 9	〃
	105,538655	2,59888	1,0311
	201,515665	3,80 61 4	1,0371
	181,230865	3,69 12 9	1,0371
	151,468315	3,23 48 4	1,0371
	129,401515	2,96 35 9	1,0371
	105,794715	2,68 52 4	1,0371
	195,792093	4,15 57 8	1,4997
	147,593093	3,84 30 8	1,4997
	146,944093	3,53 03 8	1,4997
	126,270093	3,21 76 8	1,4997
	100,596093	3,05 49 8	1,4997
	196,037915	4,236313	1,8331
	147,838915	3,923613	1,8331
	147,189915	3,610913	1,8331
	126,515915	3,298213	1,8331
	100,841915	3,135513	1,8331

看守教習課程卒業七級俸給與
同　同　石野　與吉
同　同　藏内幸次郎
同　同　中川駒太郎
同　同　石野　與吉
同　看守　藏内幸次郎
七尾監獄支署詰ヲ命ス
同
小松監獄支署詰ヲ命ス
監獄醫ヲ命ス月俸拾圓給與七尾監獄支署詰ヲ命ス
月俸貳拾武圓給與醫署ヲ命ス
月俸貳拾武圓給與
月俸貳拾圓給與
月俸拾參圓給與
同　同　教誨師　伊東　愿叡
同　同　眞田　晴生
月俸拾武圓給與
月手當參圓給與
月俸拾壹圓給與
同　同（小松）　近藤　惠隆
同　同（同）　林　速雄
同（七尾）　島山　深嘉
備（小松）　小林万壽衛
同　備　中村　併男
備　中橋　政吉
備　津田　道顯
同（小松）　太田　桃市
臨時備　市村喜久次
備（七尾）　木村治太郎
同　中村彌太郎
同　久江田秋吉
同　近藤　豊
臨時備　壬生　孝止
同　中野　鍋吉
授業手　内田　吉平
同　猪木　義樹
月俸八圓給與
監獄醫ヲ命ス月俸五圓給與小松監獄支署詰ヲ命ス
七尾監獄支署詰ヲ命ス
依願解職　備（小松）　林　言之
授業手　久江田春啓
依願免看守　小林万壽衛
山上又次郎
看守（七尾）　久々津榮松
西野　寅松
看守　中村乙次郎
玉川三次郎
中村　直
看守部長（七尾）　末屋與三郎
秋村三規知
看守
同（小松）　森　友恒
同（仝）　石田　貞砕
同（仝）　上尾藤次郎
同　竹内千次郎
同（七尾）　柿谷太三郎
同　中川與三郎
同　増田　俞景
同　安江與三郎
同　石川錬典獄
同　白井助之進
明治三十一年第二臨時縣會議事中監獄署所管事務ニ付知事代理ヲ命ス　五十嵐壽吉
明治三十一年第二臨時縣會議事中監獄署所管主任事務ニ付知事代理ヲ命ス　橋　進慶
補教誨師月俸拾四圓給與　服部　義夫
看守ヲ命ス月俸七圓給與看守教習所受業生ヲ命ス　林　速雄
依願免教誨師　教誨師（小松）　富田　眞吉
依願免本官　監獄書記兼看守主任　中村　武恵
依願免看守　看守（七尾）

七尾監獄支署詰ヲ命ス
二級俸給與　看守部長ヲ命ス　看守部長　渡邊傳太郎
補教誨師月俸拾貳圓給與小松監獄支署詰ヲ命ス　看守　井上住太郎
監獄醫ヲ命ス月俸貳拾五圓給與監獄署醫務所長ヲ命ス　菊池　大秀
●茨城縣　石崎喜一郎
監獄醫ヲ解ク　監獄醫　堀井長太郎
六級俸給與　看守長兼監獄書記　加藤　紀堅
監獄書記兼看守長　菊池鼎五郎
九級俸給與　看守長　伊集院藤七
自今四拾圓給與　監獄醫　萩谷　忠
●高知縣　江澤　精造
四級俸給與　監獄書記兼看守長　太戸百次郎
九級俸給與　長崎彦之助
七級俸給與　看守　金子　英壽
月俸六圓給與　同　藤島　美龜
同　岡本　健夫
同　横山龜久吉
同　前田熊太郎
同　仁井田春吉
同　由井馬三郎
同　近藤　重光
同　室卷　政吉
同　看守　筒井　兵次
同　春田　藤七
同　吉村伊太郎
同　吉村　義正
同　山本雄喜男
同　百田　浅吉

七級俸給與
同　看守　德能平太郎
同　同　門村盛之助
同　同　藤島　美龜
同　同　金子　英壽
同　同　市川　重利
同　同　秋山　鬼美
同　監獄醫　正木　竹馬
同　看守　兒嶋　德藏
同　平尾　馬太
●警視廳
給九級俸　警視廳監獄等記　尼子　又一
仝上　仝上　青木安次郎
仝上　看守長　阪口　直助
仝上　仝上　後藤宗次郎
仝上　警視廳監獄醫　野間口正義
月俸拾五圓ヲ給ス　警視廳監獄醫　林　雅次郎
命警視廳監獄醫月俸拾八圓給與其職務監獄署醫務所勤務　太田　唯一
月俸貳拾圓ヲ給ス　警視廳監獄醫　芳野　齊
仝上　仝上　横田　直吉
仝上　仝上　笹原　勝治
月俸拾九圓ヲ給ス

寄贈書目

一青森縣廿九年度統計表　青森縣獄監署
一社會雜誌第十四號　東京北豊嶋郡巢鴨村　社會雜誌社
一日本辯護士協會錄事　日本辯護士協會
一監獄公報　大分縣監獄署
一監獄要報　岡山縣監獄署
一監獄月報　佐賀縣監獄署
一監獄月報　熊本縣監獄署
一赤十字　京橋區築地　日本赤十字
一統計學雜誌　牛込市谷舟河原町　統計學會
一自由黨々報　芝區公園　自由黨報社
一監獄公報　千葉縣監獄署
一宮城集治監報　宮城集治監
一明治廿九年度富山縣監獄統計表　全一冊　富山縣監獄署
一千葉縣教育雜誌　千葉縣千葉町四百三十番地　千葉教育會事務所
一長野縣監獄報　長野縣監獄署
一帝國法令研究會雜誌　京橋區鍛左衛門町　帝國法令研究會
一鹿兒嶋監獄彙報　同監獄署
一八州　埼玉縣兒玉郡本庄町　乃水社
一群馬縣監獄報　群馬縣監獄署
一監獄報　秋田縣監獄署
一宮城縣監獄報　宮城縣監獄署
一山梨縣監獄報　山梨縣監獄署
一香川縣監獄月報　香川縣監獄署
一監獄報　埼玉縣監獄署
一監獄公報　福岡縣監獄署
一集治監報　三池集治監
一大日本武術講習會雜誌　神田錦町三丁目廿四番地　大日本武術講習會
一教育公報　帝國教育社
一監獄雜誌　警察監獄學會
一統計學雜誌　統計學會
一六合雜誌　第二〇九號　日本ゆにてりあん弘道會
一東京國化院雜記　第十號　同院院司發行
一青森縣監獄報　同監獄署

Judges shall visit from time to time the kōchikan (Prisons for Trial) which are under the jurisdiction of the court, to which they belong.

裁判官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル拘置監ヲ巡視スヘシ

Public procurators shall visit from time to time the prisons which are under the jurisdiction of the court, to which they belong.

検察官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル監獄ヲ巡視スヘシ

Art. V. The member of the local assembly may visit at any time the prisons under the superintendence of the local departments.

第五條　府縣府其時臨ハ員議會縣府所轄ノ監獄ヲ巡見スルコトヲ得

Art. VI. When the prisoner comes, the director shall first receive and see the warrant or document of sentence, and after having given a receipt to him who carried the prisoner hither, imprison the prisoner; but be can not imprison those who are carried hither without any warrants.

第六條　新ニ入監スル者アルトキハ典獄先ツ令狀又ハ宣告書ヲ査閲シテ之ヲ領シ其領収證ヲ引致シ來リタル者ニ交付シタル後入監セシムヘシ其文書ナクシテ引致セラレタル者ヲ入監セシムルコトヲ得ス

Art. VII. When a female prisoner asks for nursing her child, she shall be allowed till the child reaches three years of age.

第七條　在監ノ婦女其子ヲ乳養セント請フトキハ其齢満三歳ニ至ル迄之ヲ許ス

Art. VIII. The goods and articles which the prisoner brought with them, shall the director examine and keep in custody.

第八條　新ニ入監スル者ノ携有スル財貨物件ハ典獄悉ク點検シテ之ヲ領置スヘシ

Art. IX. In the events of flood, fire, tempest, earthquake and the

第九條　水火風震等非常ノ變異ニ際シ監獄圍内ニ於テ避異ノ手段

like, when the director thinks that there is no way of ressue left within the walls of a prison, he shall transfer prisoners, those in the *Chōjijō* and accused to another place and let them avoid the danger; when there is no time for their transfer he can temporarily disband them.

ナシト考定スルトキハ其獄ノ長ハ監獄ノ狀況ニ依リ在監ノ囚人懲治人及刑事被告人ヲ他所ニ押送シ其ノ押送スルノ若シ押送スルヲ避ケシムヘシ若シ遑ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

Art. X. When the term of confinement expires, no prisoner can be detained later than 10 o'clock A. M. of next day.

第十條　滿期ノ者ヲ釋放スルハ滿期ノ翌日午前十時ヲ過クヘカラス

Art. XI. Convicted criminal prisoner shall be detained in different cells by the nature of the crimes committed, and they are again classified after age as follows:—

第十一條　囚人ハ各罪質ニ從ヲ嚴ニ其監房ヲ別異シ中ニ就キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス

1.) From 12 to 16 years of age;

一　滿十二歲以上十六歲未滿ノ者

2.) From 16 to 20 years of age;

二　滿十六歲以上二十歲未滿ノ者

3.) Above 20 years of age;

三　滿二十歲以上ノ者

4.) Recidivist from 16 to 20,

四　滿十六歲以上二十歲未滿再犯ノ者

5.) Above 20 years of age.

五　滿二十歲以上再犯ノ者

Art. XII. Those in the *Chōjijō* are classified according to their age and put in different cells as follows:—

第十二條　懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其監房ヲ別異ス

1.) From 8 to 16 years of age;

一　滿八歲以上十六歲未滿ノ者

2.) From 16 to 20 years of age;

二　滿十六歲以上二十歲未滿ノ者

會告

本會々費其他本會へ御送付相成べき金員は**庶務委員長**へ御拂込一、會費其他本會へ御送付の金員之筈に候處**往々事務所へ御送金の向**も有之時に或は混雜の處も有之候間爾後必ず左の通御取扱被下度此段謹告候也

追て從來會費其他の領收證へは會計主任の印を押し來り候處以來は**庶務委員長**の名前を以て「大日本監獄協會庶務委員長」の印影を捺印することに改め候條爾後該印影以外のものは無効に付併て謹告候也

大日本監獄協會

は凡て**東京集治監官舍長屋又輔宛にて千住郵便局へ振込の事**

明治三十一年六月二十日發刊

發行兼編輯者　佐野尙　東京市牛込區若宮町十番地

印刷者　池田宗平　淺草區黑船町廿八番地

印刷所　東京並木活版所

發行所　大日本監獄協會事務所　東京市淺草區黑船町廿八番地

東京並木活版所

◉出版廣告

前內務省警保局長小野田元熙君題辭
監獄事務官小河滋次郎君序文幷撿閱

司獄官吏必携

附 看守教習書

警視廳監獄書記橫江勝榮君
大日本監獄協會佐野 尙君 合著

製本實費 金六拾五錢

本書ハ勅令、法律、命令、訓令、警視廳監獄ノ規程內訓等總テ司獄官ニ必用ナルモノハ一モ洩スコトナク網羅蒐輯シ本文ナ廿四款ニ大別シ章項ナ設ケ索引ニ便ナラシメタル一目瞭然ノ良書ナリ殊ニ司獄界ノ泰斗小河滋次郎君ノ撿閱ナ經タルナレバ尋常一樣ノ法規集ニアラザルヤ必セリ而シテ本書ハ携帶ニ便ニシテ價亦タ廉ナリ。本書ハ曩ニ豫約出版セシ處少シク殘本アルヲ以テ御要望ノ各位ニ御配布申スベシ代金ノ義ハ御都合ニヨリテハ月賦ニテモ宜敷御坐候詳細ハ卅年九月刊行大日本監獄協會雜誌第百拾貳號ニ就テ見ラルベシ不明ノ点ハ御照會ヲ乞フ。

發行所 東京市淺草區黑船町廿八番地 東京並木活版所 敬白